議第35号
議第37号

総務・政策・企業常任委員会資料10-2
平成31年（2019年）3月7日
総務部財政課

「滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案」および、「滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例案」の新旧対照表

改正条例名	ページ
○滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案	1
○滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例案	126

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第１条関係）

旧		新	
第１項もしくは第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査の手数料		第１項もしくは第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査の手数料	
(５)の２から（10)まで　省略		(５)の２から(10)まで　省略	
(11)　法第48条第１項ただし書、第２項ただし書、第３項ただし書、第４項ただし書、第５項ただし書、第６項ただし書、第７項ただし書、第８項ただし書、第９項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書または第14項ただし書（法第87条第２項もしくは第３項または第88条第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査の手数料	170,000円	(11)　法第48条第１項ただし書、第２項ただし書、第３項ただし書、第４項ただし書、第５項ただし書、第６項ただし書、第７項ただし書、第８項ただし書、第９項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書または第14項ただし書（法第87条第２項もしくは第３項または第88条第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査の手数料 ア　イおよびウに掲げる場合以外の場合 イ　法第48条第16項第１号に該当する場合 ウ　法第48条第16項第２号に該当する場合	 170,000円 98,000円 130,000円
(12)および(13)　省略		(12)および(13)　省略	
(13)の２　法第53条第４項の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	36,000円	(13)の２　法第53条第４項または第５項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	36,000円
(14)　法第53条第５項第３号の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査の手数料	36,000円	(14)　法第53条第６項第３号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査の手数料	36,000円
(15)～(19)の４　省略		(15)～(19)の４　省略	
(20)　法第59条第１項第３号の規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率、建築面積または壁	150,000円	(20)　法第59条第１項第３号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積または壁面	150,000円

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第１条関係）

旧		新	
面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料		の位置に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	
(21)および(22)　省略		(21)および(22)　省略	
(22)の２　法第60条の２第１項第３号の規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率、建築面積、高さまたは壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	150,000円	(22)の２　法第60条の２第１項第３号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積、高さまたは壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	150,000円
（新設）		(22)の２の２　法第60条の３第１項第３号の規定に基づく建築物の容積率もしくは建築面積または同条第２項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	150,000円
(22)の３　法第67条の３第３項第２号の規定に基づく建築物の敷地面積または同条第5項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	150,000円	(22)の３　法第67条第３項第２号の規定に基づく建築物の敷地面積または同条第5項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	150,000円
(22)の４　法第67条の３第９項第２号の規定に基づく建築物の間口率、高さまたは構造に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査の手数料	150,000円	(22)の４　法第67条第９項第２号の規定に基づく建築物の間口率、高さまたは構造に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査の手数料	150,000円
(22)の５および(22)の６　省略		(22)の５および(22)の６　省略	
(23)　法第68条の３第１項の規定に基づく建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の建ぺい率または同条第３項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料	29,000円	(23)　法第68条の３第１項の規定に基づく建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の建蔽率または同条第３項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料	29,000円
(24)から(28)まで　省略		(24)から(28)まで　省略	

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第１条関係）

旧		新	
(29)　法第68条の５の６の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する特例の認定の申請に対する審査の手数料	29,000円	(29)　法第68条の５の６の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の認定の申請に対する審査の手数料	29,000円
(30)から(39)まで　省略		(30)から(39)まで　省略	
(40)　法第86条の６第２項の規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離または高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料	29,000円	(40)　法第86条の６第２項の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離または高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料	29,000円
(40)の2　省略		(40)の2　省略	
(40)の3　法第86条の８第３項の規定に基づく全体計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料	29,000円	(40)の3　法第86条の８第３項（法第87条の２第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づく全体計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料	29,000円
（新設）		(40)の4　法第87条の２第１項の規定に基づく全体計画の認定の申請に対する審査の手数料	29,000円
（新設）		(40)の5　法第87条の３第５項の規定に基づく興行場等としての使用の許可の申請に対する審査の手数料	120,000円
（新設）		(40)の6　法第87条の３第６項の規定に基づく特別興行場等としての使用の許可の申請に対する審査の手数料	150,000円
(41)　法第87条の２において準用する法第6条第1項の規定に基づく建築設備に関する確認の申請または法第87条の２において準用する法第18条第2項の規定に基づく建築設備の計画の通知に対する審査の手数料 アおよびイ　省略		(41)　法第87条の４において準用する法第6条第1項の規定に基づく建築設備に関する確認の申請または法第87条の４において準用する法第18条第2項の規定に基づく建築設備の計画の通知に対する審査の手数料 アおよびイ　省略	

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第１条関係）

旧		新	
(42)　(43)の項に規定する昇降機以外の建築設備に関する法第87条の２において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第87条の２において準用する法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料	１の建築設備につき32,000円（小荷物専用昇降機にあつては、18,000円）	(42)　(43)の項に規定する昇降機以外の建築設備に関する法第87条の４において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第87条の４において準用する法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料	１の建築設備につき32,000円（小荷物専用昇降機にあつては、18,000円）
(43)　法第87条の２において準用する法第7条の3第1項の特定工程に係る昇降機に関する法第87条の２において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第87条の２において準用する法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料	１の昇降機につき30,000円（小荷物専用昇降機にあつては、18,000円）	(43)　法第87条の４において準用する法第7条の3第1項の特定工程に係る昇降機に関する法第87条の４において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第87条の４において準用する法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料	１の昇降機につき30,000円（小荷物専用昇降機にあつては、18,000円）
(44)　法第87条の２において準用する法第７条の３第１項の規定に基づく建築設備に関する中間検査の申請または法第87条の２において準用する法第18条第19項の規定に基づく通知に対する審査の手数料	1の建築設備につき26,000円（小荷物専用昇降機にあつては、16,000円）	(44)　法第87条の４において準用する法第７条の３第１項の規定に基づく建築設備に関する中間検査の申請または法第87条の４において準用する法第18条第19項の規定に基づく通知に対する審査の手数料	１の建築設備につき26,000円（小荷物専用昇降機にあつては、16,000円）
(45)から(47)まで　省略		(45)から(47)まで　省略	
(新設)		(48)　建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この表において「政令」という。）第131条の２第２項または第３項の規定に基づく前面道路に係る認定の申請に対する審査の手数料	29,000円
(48)　建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の16第２号の規定に基づく移転に係る認定の申請に対する審査の手数料	29,000円	(49)　政令第137条の16第２号の規定に基づく移転に係る認定の申請に対する審査の手数料	29,000円
注　省略		注　省略	

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第１条関係）

旧

別表第44

毒物及び劇物取締法に基づく事務手数料

区分	金額
(1)～(6)　省略	
(7)　法第8条第1項第3号の規定に基づく毒物劇物取扱者試験の手数料	同　10,500
(7)の2　法第8条第1項第3号の規定に基づく毒物劇物取扱者試験の合格証の書換え交付の手数料	同　2,500
(7)の3　法第8条第1項第3号の規定に基づく毒物劇物取扱者試験の合格証の再交付の手数料	同　3,700
(8)　法第9条第1項の規定に基づく毒物または劇物の製造業または輸入業の登録の変更（政令第36条の7第1項第3号に規定する登録の変更に限る。）の申請に対する審査の手数料	同　4,900
(9)　法第9条第2項において準用する法第4条第2項の規定に基づく毒物または劇物の製造業または輸入業の登録の変更の申請に係る経由の手数料	同　3,200
(10)　政令第35条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく毒物または劇物の販売業または製造業もしくは輸入業の登録票の書換え交付の手数料	同　2,400
(11)　政令第36条第2項（同条第4項の規定によ	同　3,600

新

別表第44

毒物及び劇物取締法に基づく事務手数料

区分	金額
(1)～(6)　省略	
（削除）	
（削除）	
（削除）	
(7)　法第9条第1項の規定に基づく毒物または劇物の製造業または輸入業の登録の変更（政令第36条の7第1項第3号に規定する登録の変更に限る。）の申請に対する審査の手数料	同　4,900
(8)　法第9条第2項において準用する法第4条第2項の規定に基づく毒物または劇物の製造業または輸入業の登録の変更の申請に係る経由の手数料	同　3,200
(9)　政令第35条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく毒物または劇物の販売業または製造業もしくは輸入業の登録票の書換え交付の手数料	同　2,400
(10)　政令第36条第2項（同条第4項の規定によ	同　3,600

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第１条関係）

旧

り読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく毒物または劇物の販売業または製造業もしくは輸入業の登録票の再交付の手数料	

注　省略

別表第45～別表第52　省略

別表第53

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額
(1)～(8)　省略	
(8)の2　法第36条の8第1項の規定に基づく試験の手数料	14,000円
(8)の3　法第36条の8第2項（法第83条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく登録の申請に対する審査の手数料	7,500円
(8)の4　法第36条の8第2項（法第83条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく登録に係る登録証の書換え交付の手数料	2,100円
(8)の5　法第36条の8第2項（法第83条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく登録に係る登録証の再交付の手数料	3,000円
(9)～(32)　省略	

新

り読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく毒物または劇物の販売業または製造業もしくは輸入業の登録票の再交付の手数料	

注　省略

別表第45～別表第52　省略

別表第53

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額
(1)～(8)　省略	
(削除)	
(8)の2　法第36条の8第2項（法第83条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく登録の申請に対する審査の手数料	7,500円
(8)の3　法第36条の8第2項（法第83条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく登録に係る登録証の書換え交付の手数料	2,100円
(8)の4　法第36条の8第2項（法第83条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく登録に係る登録証の再交付の手数料	3,000円
(9)～(32)　省略	

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第１条関係）

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td>注　省略
別表第54～別表第69　省略
（新規）</td><td>注　省略
別表第54～別表第69　省略
別表第70
所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく事務手数料
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>金　　額</th></tr>
<tr><td>(1)　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下この表において「法」という。）第10条第１項の規定に基づく土地使用権等の取得についての裁定または法第19条第１項の規定に基づく土地等使用権の存続期間の延長についての裁定の申請に対する審査の手数料</td><td></td></tr>
<tr><td>ア　損失の補償金の見積額が100,000円以下の場合</td><td>27,000円</td></tr>
<tr><td>イ　損失の補償金の見積額が100,000円を超え1,000,000円以下の場合</td><td>27,000円に損失の補償金の見積額の100,000円を超える部分が50,000円に達するごとに2,700円を加えた金額</td></tr>
<tr><td>ウ　損失の補償金の見積額が1,000,000円を超え5,000,000円以下の場合</td><td>75,600円に損失の補償金の見積額の1,000,000円を超える部分が100,000円に達するごとに3,400円を加えた金額</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第１条関係）

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>エ　損失の補償金の見積額が5,000,000円を超え20,000,000円以下の場合</td><td>211,600円に損失の補償金の見積額の5,000,000円を超える部分が1,000,000円に達するごとに3,500円を加えた金額</td></tr>
<tr><td>オ　損失の補償金の見積額が20,000,000円を超え100,000,000円以下の場合</td><td>264,100円に損失の補償金の見積額の20,000,000円を超える部分が4,000,000円に達するごとに4,800円を加えた金額</td></tr>
<tr><td>カ　損失の補償金の見積額が100,000,000円を超える場合</td><td>360,100円</td></tr>
<tr><td>(2)　法第27条第１項または第37条第１項の規定に基づく特定所有者不明土地の収用または使用についての裁定の申請に対する審査の手数料</td><td>(1)の項に掲げる損失の補償金の見積額の区分に応じて定める金額</td></tr>
<tr><td colspan="2">注１　申請をしようとする者が国または県である場合にあつては、この表に定める手数料は、無料とする。
２　この表の金額の欄に掲げる金額は、１件についての金額とする。</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧	新
第１条　省略	第１条　省略
（使用料および手数料の額）	（使用料および手数料の額）
第２条　省略	第２条　省略
(1)～(3)の3　省略	(1)～(3)の3　省略
(4)　教員認定講習会受講料　１人１講座につき　890円	(4)　教員認定講習会受講料　１人１講座につき　930円
(5)～(9)　省略	(5)～(9)　省略
(10)　県立学校等各種証明手数料	(10)　県立学校等各種証明手数料
卒業証明書　1通につき　500円	卒業証明書　1通につき　530円
成績証明書　同　500円	成績証明書　同　530円
調査書　同　500円	調査書　同　530円
単位修得証明書　同　500円	単位修得証明書　同　530円
修了証明書　同　500円	修了証明書　同　530円
(11)　廃止等をした私立学校に係る各種証明手数料	(11)　廃止等をした私立学校に係る各種証明手数料
卒業証明書　1通につき　500円	卒業証明書　1通につき　530円
成績証明書　同　500円	成績証明書　同　530円
調査書　同　500円	調査書　同　530円
単位修得証明書　同　500円	単位修得証明書　同　530円
修了証明書　同　500円	修了証明書　同　530円
(12)　教育職員免許状授与証明書交付手数料　１件につき　500円	(12)　教育職員免許状授与証明書交付手数料　１件につき　530円
(13)　削除	(13)　滋賀県行政書士法施行細則（昭和26年滋賀県規則第14号）第６条の規定に基づく行政書士試験合格証明書の交付の手数料　１件につき　530円
（新規）	(13)の2　所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1項第4号および法人税法施行令（昭和40年政令第 97号）第77条第1項第4号に

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧	新
	規定する公益の増進に著しく寄与する法人に関する証明書の交付の手数料　１件につき　530円
（新規）	(13)の3　県の職員であつた者に対する履歴または経歴に関する証明書の交付の手数料　１件につき　580円
(14)　免税軽油使用者証交付および書換手数料　１件につき　460円	(14)　免税軽油使用者証交付および書換手数料　１件につき　480円
(15)　滋賀県滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則（昭和32年滋賀県規則第39号）第３条の規定による滞納処分関係書類 謄本交付手数料 差押調書　1通につき　460円 捜索調書　同　460円 公売公告決議書　同　460円 配当計算書　同　460円	(15)　滋賀県滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則（昭和32年滋賀県規則第39号）第３条の規定による滞納処分関係書類 謄本交付手数料 差押調書　1通につき　480円 捜索調書　同　480円 公売公告決議書　同　480円 配当計算書　同　480円
（新規）	(15)の2　滋賀県市町村職員共済組合理事長の印鑑に関する証明書の交付の手数料　１件につき　580円
(16)　滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例（平成14年滋賀県条例第52号）第15条の２第２項の規定に基づく適合証の交付（同条第４項の規定に基づく請求に係る再交付を含む。）の手数料 １隻につき　1,000円	(16)　一部事務組合の設置の許可に関する証明書の交付の手数料　１件につき　580円
(17)　福祉用具改造および製作手数料 別表第１に定める額	(17)　不動産鑑定業者の登録に関する証明書の交付の手数料　１件につき　580円
(18)から(22)まで　削除	(18)　滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例（平成14年滋賀県条例第52号）第15条の２第２項の規定に基づく適合証の交付（同条第４項の規定に基づく請求に係る再交付を含む。）の手数料 １隻につき　1,000円

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧	新
	(19)　福祉用具改造および製作手数料 別表第１に定める額 (20)　病院または診療所の用に供する不動産に関する証明書の交付の手数料　１件につき　580円 (21)　農業協同組合連合会が行う医療保健業に関する証明書の交付の手数料　１件につき　580円 (22)　独立行政法人福祉医療機構による病院または診療所に対する融資に関する証明書の交付の手数料　１件につき　580円
(23)　省略	(23)　省略
(24)　ふぐ調理師試験免許手数料	(24)　ふぐ調理師試験免許手数料
ふぐ調理師試験　1人1回につき　7,000円	ふぐ調理師試験　1人1回につき　7,400円
ふぐ調理師免許　1件につき　5,800円	ふぐ調理師免許　1件につき　5,800円
ふぐ調理師免許証再交付　同　3,600円	ふぐ調理師免許証再交付　同　3,600円
ふぐ調理師免許証書換　同　3,400円	ふぐ調理師免許証書換　同　3,400円
(25)　遊泳用プール開設許可等手数料	(25)　遊泳用プール開設許可等手数料
遊泳用プール開設許可　1件につき　8,400円	遊泳用プール開設許可　1件につき　8,800円
遊泳用プール再開検査　同　3,900円	遊泳用プール再開検査　同　3,900円
(25)の2　計量検定所各種証明手数料　１件につき　500円	(25)の2　中小企業高度化資金または小規模企業者等設備導入資金の貸付残高に関する証明書の交付の手数料　１件につき　580円
(26)　監督者訓練援助手数料	(26)　貸金業者登録証明書の交付の手数料　１件につき　580円
監督者訓練援助　1課程につき　21,700円	
監督者訓練員養成　1人につき　27,500円	
監督者訓練追指導援助　同　2,170円	
(27)および(28)　削除	(27)　計量検定所各種証明手数料　１件につき　530円
	(28)　監督者訓練援助手数料

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧	新
	監督者訓練援助　1課程につき　21,700円
	監督者訓練員養成　1人につき　27,500円
	監督者訓練追指導援助　同　2,170円
(29)　省略	(29)　省略
(30)　種豚検査手数料　１頭につき　1,710円	(30)　種豚検査手数料　１頭につき　1,660円
(31)　輸出される牛肉に係る衛生的なとさつ、解体および分割に関する証明書の交付の手数料 １通につき　350円に証明した頭数１頭につき10円を加算した額	(31)　輸出される牛肉に係る衛生的なとさつ、解体および分割に関する証明書の交付の手数料 １通につき　370円に証明した頭数１頭につき10円を加算した額
(32)　輸出される牛肉に係る牛の出生国および飼育国に関する証明書の交付の手数料 １通につき　350円に証明した頭数１頭につき10円を加算した額	(32)　輸出される牛肉に係る牛の出生国および飼育国に関する証明書の交付の手数料 １通につき　370円に証明した頭数１頭につき10円を加算した額
(33)および(34)　省略	(33)および(34)　省略
(35)　削除	(35)　土地改良区または土地改良区連合の代表者の資格または印鑑に関する証明書の交付の手数料　１件につき　580円
(36)　木材業者および製材業者の登録手数料	(36)　木材業者および製材業者の登録手数料
木材業者　1件につき　2,180円	木材業者　1件につき　2,220円
製材業者　同　4,480円	製材業者　同　4,560円
(37)　建設業者許可証明および許可確認手数料　１件につき　500円	(37)　建設業者許可証明および許可確認手数料　１件につき　530円
（新規）	(37)の2　土地区画整理組合の代表者の資格または印鑑に関する証明書の交付の手数料　１件につき　580円
（新規）	(37)の3　市街地再開発組合の代表者の資格または印鑑に関する証明書の交付の手数料　１件につき　580円
（新規）	(37)の4　宅地建物取引士資格試験の合格証明書の交付の手数料　１件につき　530円
(37)の2　滋賀県建築基準条例（昭和47年滋賀県条例第26号）第36条の	(37)の5　滋賀県建築基準条例（昭和47年滋賀県条例第26号）第36条の

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧	新
６の規定に基づく書類の写しの交付の手数料　１件につき　500円	６の規定に基づく書類の写しの交付の手数料　１件につき　530円
(38)　建築確認等に係る建築物等の敷地等に関する台帳の記載事項証明手数料　１件につき　500円	(38)　建築確認等に係る建築物等の敷地等に関する台帳の記載事項証明手数料　１件につき　530円
(39)　特定建築物の建築等及び維持保全の計画（当該計画の変更を含む。）の認定証明手数料　１件につき　500円	(39)　特定建築物の建築等及び維持保全の計画（当該計画の変更を含む。）の認定証明手数料　１件につき　530円
(39)の2　長期優良住宅建築等計画（当該計画の変更を含む。）の認定証明手数料　１件につき　500円	(39)の2　長期優良住宅建築等計画（当該計画の変更を含む。）の認定証明手数料　１件につき　530円
(39)の3　低炭素建築物新築等計画（当該計画の変更を含む。）の認定証明手数料　１件につき　500円	(39)の3　低炭素建築物新築等計画（当該計画の変更を含む。）の認定証明手数料　１件につき　530円
(39)の4　建築物エネルギー消費性能向上計画（当該計画の変更を含む。）および建築物のエネルギー消費性能の認定証明手数料　１件につき　500円	(39)の4　建築物エネルギー消費性能向上計画（当該計画の変更を含む。）および建築物のエネルギー消費性能の認定証明手数料　１件につき　530円
(40)　省略	(40)　省略
(41)　滋賀県美術展覧会出品手数料　１点につき　1,220円	(41)　滋賀県美術展覧会出品手数料　１点につき　1,300円
(42)　滋賀県写真展覧会出品手数料　１点につき　620円	(42)　滋賀県写真展覧会出品手数料　１点につき　660円
(43)　滋賀県文学作品出品手数料　１部門につき　620円	(43)　滋賀県文学作品出品手数料　１部門につき　660円
(44)～(76)　省略	(44)～(76)　省略
２　省略	２　省略
(1)～(4)　省略	(1)～(4)　省略
(5)　理容師法および美容師法に基づく事務手数料	(5)　理容師法および美容師法に基づく事務手数料
理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の２の規定に基づく理容所の検査または美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の規定に基づく美容所の検査の手数料　１件につき　17,000円	理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の２の規定に基づく理容所の検査または美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の規定に基づく美容所の検査の手数料　１件につき　17,000円
理容師法第11条の２の規定に基づく理容所の検査に関する確認済証または美容師法第12条の規定に基づく美容所の検査に関する確認	理容師法第11条の２の規定に基づく理容所の検査に関する確認済証または美容師法第12条の規定に基づく美容所の検査に関する確認

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧	新
済証の再交付の手数料　１件につき　510円	済証の再交付の手数料　１件につき　540円
(6)　省略	(6)　省略
(7)　大麻取締法に基づく事務手数料	(7)　大麻取締法に基づく事務手数料
大麻取締法（昭和23年法律第124号）第５条第１項の規定に基づく大麻取扱者免許の申請に対する審査の手数料	大麻取締法（昭和23年法律第124号）第５条第１項の規定に基づく大麻取扱者免許の申請に対する審査の手数料
研究者　１件につき　6,200円	研究者　１件につき　6,500円
栽培者　１件につき　7,800円	栽培者　１件につき　8,200円
大麻取締法第10条第５項の規定に基づく大麻取扱者の登録事項の変更の手数料　１件につき　2,900円	大麻取締法第10条第５項の規定に基づく大麻取扱者の登録事項の変更の手数料　１件につき　3,000円
以下省略	以下省略
(8)～(15)　省略	(8)～(15)　省略
(16)　医療法に基づく事務手数料	(16)　医療法に基づく事務手数料
医療法（昭和23年法律第205号）第７条第１項の規定に基づく病院の開設の許可の申請に対する審査の手数料　１件につき　40,000円	医療法（昭和23年法律第205号）第７条第１項の規定に基づく病院の開設の許可の申請に対する審査の手数料　１件につき　41,000円
以下省略	以下省略
(17)　省略	(17)　省略
(18)　教育職員免許法に基づく事務手数料	(18)　教育職員免許法に基づく事務手数料
教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下この号において「法」という。）第５条第１項および第２項ならびに第16条の２第１項および第２項の規定に基づく普通免許状の授与の手数料　１件につき　3,300円	教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下この号において「法」という。）第５条第１項および第２項ならびに第16条の２第１項および第２項の規定に基づく普通免許状の授与の手数料　１件につき　3,300円
法第５条第３項の規定に基づく特別免許状の授与の手数料　１件につき　3,300円	法第５条第３項の規定に基づく特別免許状の授与の手数料　１件につき　3,300円
法第５条第６項の規定に基づく臨時免許状の授与の手数料　１件につき　1,700円	法第５条第６項の規定に基づく臨時免許状の授与の手数料　１件につき　1,700円

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧	新
法第５条の２第３項の規定に基づく普通免許状に係る新教育領域の追加の定めの手数料　１件につき　3,300円	法第５条の２第３項の規定に基づく普通免許状に係る新教育領域の追加の定めの手数料　１件につき　3,300円
法第５条の２第３項の規定に基づく臨時免許状に係る新教育領域の追加の定めの手数料　１件につき　1,700円	法第５条の２第３項の規定に基づく臨時免許状に係る新教育領域の追加の定めの手数料　１件につき　1,700円
法第６条第１項および第４項の規定に基づく教育職員検定の手数料　１件につき　1,700円	法第６条第１項および第４項の規定に基づく教育職員検定の手数料　１件につき　1,700円
法第９条の２第１項の規定に基づく普通免許状または特別免許状の有効期間の更新の手数料　１件につき　3,300円	法第９条の２第１項の規定に基づく普通免許状または特別免許状の有効期間の更新の手数料　１件につき　3,300円
法第９条の２第５項の規定に基づく普通免許状または特別免許状の有効期間の延長の手数料　１件につき　2,000円	法第９条の２第５項の規定に基づく普通免許状または特別免許状の有効期間の延長の手数料　１件につき　2,000円
法第15条の規定に基づく免許状の書換えの手数料　１件につき　910円	法第15条の規定に基づく免許状の書換えの手数料　１件につき　960円
法第15条の規定に基づく免許状の再交付の手数料　１件につき　1,200円	法第15条の規定に基づく免許状の再交付の手数料　１件につき　1,300円
以下省略	以下省略
(19)～(22)　省略	(19)～(22)　省略
(23)　肥料取締法に基づく事務手数料	(23)　肥料取締法に基づく事務手数料
肥料取締法（昭和25年法律第127号。以下この号において「法」という。）第４条第１項または第２項の規定に基づく肥料の登録の手数料	肥料取締法（昭和25年法律第127号。以下この号において「法」という。）第４条第１項または第２項の規定に基づく肥料の登録の手数料
法第４条第１項第６号の肥料に係るもの　１件につき　19,000円	法第４条第１項第６号の肥料に係るもの　１件につき　20,000円
法第４条第１項第７号の肥料に係るもの　１件につき　37,000円	法第４条第１項第７号の肥料に係るもの　１件につき　39,000円
法第12条第２項の規定に基づく肥料の登録の更新の手数料	法第12条第２項の規定に基づく肥料の登録の更新の手数料
法第４条第１項第６号の肥料に係るもの　１件につき　3,700円	法第４条第１項第６号の肥料に係るもの　１件につき　3,900円
法第４条第１項第７号の肥料に係るもの　１件につき　7,300円	法第４条第１項第７号の肥料に係るもの　１件につき　7,700円

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧	新
(24)～(27)　省略	(24)～(27)　省略
(28)　建築士法に基づく事務手数料	(28)　建築士法に基づく事務手数料
建築士法（昭和25年法律第202号）第４条第２項および第３項の規定に基づく二級建築士または木造建築士の免許の手数料　１件につき　19,200円	建築士法（昭和25年法律第202号）第４条第２項および第３項の規定に基づく二級建築士または木造建築士の免許の手数料　１件につき　19,200円
建築士法第５条第１項の規定に基づく二級建築士名簿または木造建築士名簿の登録事項に関する証明書の交付の手数料　１件につき　500円	建築士法第５条第１項の規定に基づく二級建築士名簿または木造建築士名簿の登録事項に関する証明書の交付の手数料　１件につき　530円
建築士法第５条第２項の規定に基づく二級建築士免許証または木造建築士免許証の書換え交付または再交付の手数料　１件につき　5,900円	建築士法第５条第２項の規定に基づく二級建築士免許証または木造建築士免許証の書換え交付または再交付の手数料　１件につき　5,900円
建築士法第13条の規定に基づく二級建築士試験または木造建築士試験の手数料　１件につき　17,700円	建築士法第13条の規定に基づく二級建築士試験または木造建築士試験の手数料　１件につき　17,700円
建築士法第23条の２の規定に基づく一級建築士事務所、二級建築士事務所または木造建築士事務所の登録の申請に対する審査の手数料	建築士法第23条の２の規定に基づく一級建築士事務所、二級建築士事務所または木造建築士事務所の登録の申請に対する審査の手数料
一級建築士事務所　１件につき　14,000円	一級建築士事務所　１件につき　15,000円
二級建築士事務所または木造建築士事務所　１件につき　10,000円	二級建築士事務所または木造建築士事務所　１件につき　10,000円
建築士法第23条の３第１項の規定に基づく登録簿の登録事項に関する証明書の交付の手数料　１件につき　500円	建築士法第23条の３第１項の規定に基づく登録簿の登録事項に関する証明書の交付の手数料　１件につき　530円
(29)　クリーニング業法に基づく事務手数料	(29)　クリーニング業法に基づく事務手数料
クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第５条の２の規定に基づくクリーニング所の検査の手数料　１件につき　17,000円	クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第５条の２の規定に基づくクリーニング所の検査の手数料　１件につき　17,000円
クリーニング業法第５条の２の規定に基づくクリーニング所の検	クリーニング業法第５条の２の規定に基づくクリーニング所の検

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧	新
査に関する確認済証の再交付の手数料　１件につき　510円	査に関する確認済証の再交付の手数料　１件につき　540円
以下省略	以下省略
(30)　家畜改良増殖法に基づく事務手数料	(30)　家畜改良増殖法に基づく事務手数料
家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第１項の規定に基づく家畜人工授精師の免許の申請に対する審査の手数料　１件につき　1,900円	別表第43の2に定める額
家畜改良増殖法第24条の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可の申請に対する審査の手数料　１件につき　5,700円	
家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号。以下この号において「政令」という。）第５条の規定に基づく種畜証明書の書換え交付の手数料　１件につき　770円	
政令第６条第１項の規定に基づく種畜証明書の再交付の手数料　１件につき　770円	
政令第９条の規定に基づく家畜人工授精師免許証の書換え交付の手数料　１件につき　1,700円	
政令第10条第１項の規定に基づく家畜人工授精師免許証の再交付の手数料　１件につき　1,800円	
(31)　省略	(31)　省略
(32)　採石法に基づく事務手数料	(32)　採石法に基づく事務手数料
採石法（昭和25年法律第291号）第32条の規定に基づく採石業者の登録の申請に対する審査の手数料　１件につき　18,000円	別表第43の3に定める額
採石法第32条の４第１項第６号ロの規定に基づく認定の申請に対する審査の手数料　１件につき　8,300円	
採石法第32条の13第１項の規定に基づく採石業務管理者試験の手数料　１件につき　8,000円	

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧	新
採石法第33条の規定に基づく採取計画の認可の申請に対する審査の手数料　１件につき　58,000円 採石法第33条の５第１項の規定に基づく採取計画の変更の認可の申請に対する審査の手数料　１件につき　37,000円 (33)　～(41)　省略 (42)　旅行業法に基づく事務手数料 旅行業法施行令（昭和46年政令第338号）第５条第１項の規定に基づく旅行業法（昭和27年法律第239号）第４条第１項に規定する旅行業の登録の申請に対する審査の手数料　１件につき　19,000円 旅行業法施行令第５条第１項の規定に基づく旅行業法第４条第１項に規定する旅行業者代理業の登録の申請に対する審査の手数料　１件につき　12,000円 旅行業法施行令第５条第１項の規定に基づく旅行業法第６条の３第１項に規定する旅行業の有効期間の更新の登録の申請に対する審査の手数料　１件につき　15,000円 旅行業法施行令第５条第１項の規定に基づく旅行業法第６条の４第１項に規定する旅行業の変更登録の申請に対する審査の手数料　１件につき　10,000円 旅行業法施行令第５条第２項の規定に基づく旅行業法第24条第１項に規定する旅行サービス手配業の登録の申請に対する審査の手数料　１件につき　12,000円 (43)　省略 (44)　と畜場法に基づく事務手数料 と畜場法（昭和28年法律第114号）第４条第２項の規定に基づく一般と畜場の設置の許可の申請に対する審査の手数料　１件につき	(33)　～(41)　省略 (42)　旅行業法に基づく事務手数料 旅行業法施行令（昭和46年政令第338号）第５条第１項の規定に基づく旅行業法（昭和27年法律第239号）第４条第１項に規定する旅行業の登録の申請に対する審査の手数料　１件につき　20,000円 旅行業法施行令第５条第１項の規定に基づく旅行業法第４条第１項に規定する旅行業者代理業の登録の申請に対する審査の手数料　１件につき　13,000円 旅行業法施行令第５条第１項の規定に基づく旅行業法第６条の３第１項に規定する旅行業の有効期間の更新の登録の申請に対する審査の手数料　１件につき　16,000円 旅行業法施行令第５条第１項の規定に基づく旅行業法第６条の４第１項に規定する旅行業の変更登録の申請に対する審査の手数料　１件につき　10,000円 旅行業法施行令第５条第２項の規定に基づく旅行業法第24条第１項に規定する旅行サービス手配業の登録の申請に対する審査の手数料　１件につき　13,000円 (43)　省略 (44)　と畜場法に基づく事務手数料 と畜場法（昭和28年法律第114号）第４条第２項の規定に基づく一般と畜場の設置の許可の申請に対する審査の手数料　１件につき

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧	新
23,000円 と畜場法第４条第２項の規定に基づく簡易と畜場の設置の許可の申請に対する審査の手数料　１件につき　11,000円 と畜場法第14条第１項から第４項までの規定に基づく獣畜のとさつまたは解体の検査の手数料 牛または馬１頭につき　440円 豚、子牛または羊１頭につき　220円 (45)～(49)　省略 (50)　家畜取引法に基づく事務手数料 家畜取引法（昭和31年法律第123号）第３条の規定に基づく家畜市場の登録の申請に対する審査の手数料 地域家畜市場に係るもの　１件につき　17,400円 その他の家畜市場に係るもの　１件につき　41,000円 家畜取引法第９条第１項の規定に基づく家畜市場登録証の書換え交付の手数料　１件につき　4,000円 家畜取引法第９条第２項の規定に基づく家畜市場登録証の再交付の手数料　１件につき　6,400円 (51)および(52)　省略 (53)　臨床検査技師等に関する法律に基づく事務手数料 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号。以下この号において「法」という。）第20条の３第１項の規定に基づく衛生検査所の登録の申請に対する審査の手数料　１件につき　80,000円 法第20条の３第１項の規定に基づく衛生検査所の登録に関する証明書の書換え交付の手数料　１件につき　7,900円 法第20条の３第１項の規定に基づく衛生検査所の登録に関する証	23,000円 と畜場法第４条第２項の規定に基づく簡易と畜場の設置の許可の申請に対する審査の手数料　１件につき　11,000円 と畜場法第14条第１項から第４項までの規定に基づく獣畜のとさつまたは解体の検査の手数料 牛または馬１頭につき　460円 豚、子牛または羊１頭につき　230円 (45)～(49)　省略 (50)　家畜取引法に基づく事務手数料 家畜取引法（昭和31年法律第123号）第３条の規定に基づく家畜市場の登録の申請に対する審査の手数料 地域家畜市場に係るもの　１件につき　18,300円 その他の家畜市場に係るもの　１件につき　43,000円 家畜取引法第９条第１項の規定に基づく家畜市場登録証の書換え交付の手数料　１件につき　4,200円 家畜取引法第９条第２項の規定に基づく家畜市場登録証の再交付の手数料　１件につき　6,700円 (51)および(52)　省略 (53)　臨床検査技師等に関する法律に基づく事務手数料 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号。以下この号において「法」という。）第20条の３第１項の規定に基づく衛生検査所の登録の申請に対する審査の手数料　１件につき　80,000円 法第20条の３第１項の規定に基づく衛生検査所の登録に関する証明書の書換え交付の手数料　１件につき　8,000円 法第20条の３第１項の規定に基づく衛生検査所の登録に関する証

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧	新
明書の再交付の手数料　１件につき　7,900円	明書の再交付の手数料　１件につき　8,000円
以下省略	以下省略
(54)　省略	(54)　省略
(55)　養鶏振興法に基づく事務手数料	(55)　養鶏振興法に基づく事務手数料
養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第５条第１項の規定に基づく標準鶏の認定の申請に対する審査の手数料　１羽につき　40円	養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第５条第１項の規定に基づく標準鶏の認定の申請に対する審査の手数料　１羽につき　40円
養鶏振興法第７条第１項の規定に基づくふ化業者の登録の申請に対する審査の手数料　１件につき　7,500円	養鶏振興法第７条第１項の規定に基づくふ化業者の登録の申請に対する審査の手数料　１件につき　7,900円
養鶏振興法第７条第２項または第８条第１項の規定に基づくふ化場の確認の申請に対する審査の手数料　１件につき　7,500円	養鶏振興法第７条第２項または第８条第１項の規定に基づくふ化場の確認の申請に対する審査の手数料　１件につき　7,900円
(56)～(60)　省略	(56)～(60)　省略
(61)　登録免許税法に基づく事務手数料	(61)　登録免許税法に基づく事務手数料
登録免許税法（昭和42年法律第35号）別表第３の１の項の第４欄、５の２の項の第４欄、10の項の第４欄、12の項の第４欄、23の項の第４欄および24の項の第４欄に規定する非課税の登記に該当する証明書の交付の手数料　１件につき　500円（現地における確認を要するものにあつては、3,000円）	登録免許税法（昭和42年法律第35号）別表第３の１の項の第４欄、５の２の項の第４欄、10の項の第４欄、12の項の第４欄、23の項の第４欄および24の項の第４欄に規定する非課税の登記に該当する証明書の交付の手数料　１件につき　530円（現地における確認を要するものにあつては、3,030円）
(62)　省略	(62)　省略
(63)　砂利採取法に基づく事務手数料	(63)　砂利採取法に基づく事務手数料
砂利採取法（昭和43年法律第74号）第３条の規定に基づく砂利採取業者の登録の申請に対する審査の手数料　１件につき　18,000円	別表第55の2に定める額
砂利採取法第６条第１項第６号ロの規定に基づく認定の申請に対する審査の手数料　１件につき　8,300円	
砂利採取法第15条第１項の規定に基づく砂利採取業務主任者試験の手数料　１件につき　8,600円	

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧	新
砂利採取法第16条の規定に基づく砂利の採取計画の認可の申請に対する審査の手数料　１件につき　33,900円 砂利採取法第20条第１項の規定に基づく砂利の採取計画の変更の認可の申請に対する審査の手数料　１件につき　15,000円	
(64)　～(72)　省略	(64)　～(72)　省略
(73)　浄化槽法に基づく事務手数料	(73)　浄化槽法に基づく事務手数料
浄化槽法（昭和58年法律第43号）第21条第１項の規定に基づく浄化槽工事業に係る登録の申請に対する審査の手数料　１件につき　30,000円	浄化槽法（昭和58年法律第43号）第21条第１項の規定に基づく浄化槽工事業に係る登録の申請に対する審査の手数料　１件につき　30,000円
浄化槽法第21条第３項の規定に基づく浄化槽工事業に係る更新の登録の申請に対する審査の手数料　１件につき　24,000円	浄化槽法第21条第３項の規定に基づく浄化槽工事業に係る更新の登録の申請に対する審査の手数料　１件につき　24,000円
浄化槽法第23条第３項の規定に基づく浄化槽工事業者登録簿の謄本の交付の手数料　用紙１枚につき　610円	浄化槽法第23条第３項の規定に基づく浄化槽工事業者登録簿の謄本の交付の手数料　用紙１枚につき　640円
浄化槽法第23条第３項の規定に基づく浄化槽工事業者登録簿の閲覧の手数料　１回につき　380円	浄化槽法第23条第３項の規定に基づく浄化槽工事業者登録簿の閲覧の手数料　１回につき　390円
(73)の2　遊漁船業の適正化に関する法律に基づく事務手数料	(73)の2　遊漁船業の適正化に関する法律に基づく事務手数料
遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第３条第１項の規定に基づく遊漁船業に係る登録の申請に対する審査の手数料　１件につき　26,000円	遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第３条第１項の規定に基づく遊漁船業に係る登録の申請に対する審査の手数料　１件につき　27,000円
遊漁船業の適正化に関する法律第３条第２項の規定に基づく遊漁船業に係る登録の更新の申請に対する審査の手数料　１件につき　15,000円	遊漁船業の適正化に関する法律第３条第２項の規定に基づく遊漁船業に係る登録の更新の申請に対する審査の手数料　１件につき　16,000円
(74)～(77)　省略	(74)～(77)　省略
(78)　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づく事務手数料	(78)　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づく事務手数料

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧	新
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成９年法律第49号）第116条第１項の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の特例の許可の申請に対する審査の手数料　１件につき　140,000円	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成９年法律第49号）第116条第１項の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の特例の許可の申請に対する審査の手数料　１件につき　150,000円
(79)　省略	(79)　省略
(79)の2　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく事務手数料	(79)の2　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく事務手数料
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下この号において「法」という。）第10条第１項の規定に基づく特定開発行為の許可の申請に対する審査の手数料　１件につき　41,000円	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下この号において「法」という。）第10条第１項の規定に基づく特定開発行為の許可の申請に対する審査の手数料　１件につき　43,000円
法第17条第１項の規定に基づく特定開発行為の変更の許可の申請に対する審査の手数料　１件につき　4,100円	法第17条第１項の規定に基づく特定開発行為の変更の許可の申請に対する審査の手数料　１件につき　4,300円
(80)　省略	(80)　省略
(81)　高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく事務手数料	(81)　高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく事務手数料
高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第５条第１項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の申請に対する審査の手数料　１件につき　2,400円	高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第５条第１項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の申請に対する審査の手数料　１件につき　2,500円
高齢者の居住の安定確保に関する法律第５条第２項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の更新の申請に対する審査の手数料　１件につき　2,400円	高齢者の居住の安定確保に関する法律第５条第２項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の更新の申請に対する審査の手数料　１件につき　2,500円
(82)～(89)　省略	(82)～(89)　省略
第３条～第９条　省略	第３条～第９条　省略
付　則	付　則
①～②　省略	①～②　省略

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧	新
③　平成27年７月１日から規則で定める日までの間（以下この項において「特例期間」という。）において別表第28の２第２項の年間観覧料を納めた者に係る同項の常設展および企画展を観覧することができる期間は、同項の規定にかかわらず、当該年間観覧料を納めた日から、特例期間が満了した日の翌日から起算して１年を経過する日までとする。	（削除）
④　琵琶湖博物館展示交流空間再構築事業に伴い琵琶湖博物館の常設展示の一部を行わないこととする期間として規則で定める期間における別表第28の２第１項第１号の規定の適用については、同号中「400」とあるのは「200」と、「750」とあるのは「300」と、「320」とあるのは「160」と、「600」とあるのは「240」とする。	③　琵琶湖博物館展示交流空間再構築事業に伴い琵琶湖博物館の常設展示の一部を行わないこととする期間として規則で定める期間における別表第28の２第１項第１号の規定の適用については、同号中「400」とあるのは「300」と、「750」とあるのは「500」と、「320」とあるのは「200」と、「600」とあるのは「400」とする。
別表第１ 福祉用具改造および製作手数料	別表第１ 福祉用具改造および製作手数料

旧

区分	金額
簡易なもの	円 1件につき　1,060
複雑なもの	同　2,130
特に複雑なもの	同　3,200
高度な技術を要するもの	同　4,260

注　省略

別表第２

保健所、近江学園、むれやま荘および衛生科学センターの使用料および手数料

１　省略

２　診療または検査のうち消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に

新

区分	金額
簡易なもの	円 1件につき　1,080
複雑なもの	同　2,170
特に複雑なもの	同　3,260
高度な技術を要するもの	同　4,350

注　省略

別表第２

保健所、近江学園、むれやま荘および衛生科学センターの使用料および手数料

１　省略

２　診療または検査のうち消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧

よる消費税が課される部分があるときは、前項に定める額および第４項の特別に要した費用の額の合計額に、当該部分に係る当該前項に定める額および当該特別に要した費用の額の合計額に100分の８を超えない範囲内において知事が別に定める率を乗じて得た額を加えた額を当該診療または検査に係る使用料および手数料の額とする。

３　次の各号に掲げるものの手数料は、当該各号に定めるところによる。

(1)　診断書　1通につき　1,050円

(2)　特別診断書　同　1,980円

(3)　その他の証明書　同　530円

４　省略

別表第３

薬事試験手数料

区分			単位	金額
化学試験	定性試験	簡易なもの	1成分	1,770円
		複雑なもの	同	3,310
		特に複雑なもの	同	6,590
	定量試験	簡易なもの	同	2,220
		複雑なもの	同	4,490
		特に複雑なもの	同	6,500
物理的試験			1件	2,230
微生物学的試	一般生菌数		同	1,770
	特定菌		同	2,210
	真菌数		同	1,770

新

よる消費税が課される部分があるときは、前項に定める額および第４項の特別に要した費用の額の合計額に、当該部分に係る当該前項に定める額および当該特別に要した費用の額の合計額に100分の10を超えない範囲内において知事が別に定める率を乗じて得た額を加えた額を当該診療または検査に係る使用料および手数料の額とする。

３　次の各号に掲げるものの手数料は、当該各号に定めるところによる。

(1)　診断書　1通につき　1,120円

(2)　特別診断書　同　2,120円

(3)　その他の証明書　同　580円

４　省略

別表第３

薬事試験手数料

区分			単位	金額
化学試験	定性試験	簡易なもの	1成分	1,850円
		複雑なもの	同	3,370
		特に複雑なもの	同	6,820
	定量試験	簡易なもの	同	2,300
		複雑なもの	同	4,610
		特に複雑なもの	同	6,550
物理的試験			1件	2,310
微生物学的試	一般生菌数		同	1,800
	特定菌		同	2,290
	真菌数		同	1,800

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧

験	無菌試験	細菌	同	6,500
		真菌	同	6,500
	殺菌効力試験		1菌種	17,700
動物試験			1件	10,600
製剤の規格試験成績書交付			1通	4,660
試験成績証明書交付			同	500

注　省略

別表第４

各種環境、衛生試験および検査手数料

区分			単位	金額
細菌検査	無菌試験	真菌	1件	6,840円
		細菌	同	6,840
	殺菌効力試験		1菌種	16,800
	同定試験		同	11,100
ウイルス検査	中和試験および分離試験		1種目	3,490
飲料水	成分検査	簡易なもの	1成分	1,380
		普通のもの	同	2,240
		複雑なもの	同	4,200
		特に複雑なもの	同	6,140
	水道水定期検査		1件	3,870
	トリクロロエチレン等検査		同	11,300
	トリハロメタン検査		同	11,400

新

験	無菌試験	細菌	同	6,610
		真菌	同	6,610
	殺菌効力試験		1菌種	18,000
動物試験			1件	11,000
製剤の規格試験成績書交付			1通	4,800
試験成績証明書交付			同	580

注　省略

別表第４

各種環境、衛生試験および検査手数料

区分			単位	金額
細菌検査	無菌試験	真菌	1件	7,120円
		細菌	同	7,120
	殺菌効力試験		1菌種	17,700
	同定試験		同	11,600
ウイルス検査	中和試験および分離試験		1種目	3,590
飲料水	成分検査	簡易なもの	1成分	1,450
		普通のもの	同	2,350
		複雑なもの	同	4,380
		特に複雑なもの	同	6,330
	水道水定期検査		1件	4,060
	トリクロロエチレン等検査		同	11,700
	トリハロメタン検査		同	11,900

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧					新				
	細菌検査		同	2,180		細菌検査		同	2,240
	大腸菌群最確数検査		同	3,450		大腸菌群最確数検査		同	3,560
鉱泉 温泉	小分析		同	6,570	（削除）	（削除）		（削除）	（削除）
	中分析		同	59,200		（削除）		（削除）	（削除）
	ラドン測定		同	10,800		（削除）		（削除）	（削除）
浴場水 プール水	公衆浴場水	原水、原湯、上り用水	同	4,090	浴場水 プール水	公衆浴場水	原水、原湯、上り用水	同	4,300
		浴場内湯	同	4,090			浴場内湯	同	4,300
	プール水		同	4,090		プール水		同	4,300
放射能検査	雨水、飲料水		同	3,490	放射能検査	雨水、飲料水		同	3,640
	食品		同	3,490		食品		同	3,640
食品	成分規格試験	簡易なもの	同	3,000	食品	成分規格試験	簡易なもの	同	3,120
		複雑なもの	同	6,110			複雑なもの	同	6,350
		特に複雑なもの	同	9,680			特に複雑なもの	同	10,100
		特殊なもの	同	31,560			特殊なもの	同	33,100
	食品中の添加物試験	定性分析	1成分	2,580		食品中の添加物試験	定性分析	1成分	2,640
		定量分析	同	3,950			定量分析	同	4,140
	異物試験		1件	1,930		異物試験		1件	2,030
	栄養分析		同	8,960		栄養分析		同	9,370
	カビおよび酵母		同	2,430		カビおよび酵母		同	2,490
	細菌検査	一般細菌数	同	1,610		細菌検査	一般細菌数	同	1,660
		大腸菌群	同	1,740			大腸菌群	同	1,800
		大腸菌群最確数	同	3,330			大腸菌群最確数	同	3,420
	その他	一般成分分析	同	9,130		その他	一般成分分析	同	9,570
		定性分析	1成分	3,860			定性分析	1成分	3,960

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧					新				
		定量分析	同	5,350			定量分析	同	5,520
添加物	成分規格試験	無機性添加物	1件	4,100	添加物	成分規格試験	無機性添加物	1件	4,240
		有機性添加物	同	9,700			有機性添加物	同	9,990
器具、容器、包装、おもちや	規格試験		同	5,140	器具、容器、包装、おもちや	規格試験		同	5,380
化学試験	定性試験	簡易なもの	1成分	1,770	化学試験	定性試験	簡易なもの	1成分	1,850
		複雑なもの	同	3,310			複雑なもの	同	3,370
		特に複雑なもの	同	6,590			特に複雑なもの	同	6,820
	定量試験	簡易なもの	同	2,220		定量試験	簡易なもの	同	2,300
		複雑なもの	同	4,490			複雑なもの	同	4,610
		特に複雑なもの	同	6,500			特に複雑なもの	同	6,550
医療用具	規格試験		1件	3,100	医療用具	規格試験		1件	3,240
家庭用品試験	簡易なもの		1成分	1,460	家庭用品試験	簡易なもの		1成分	1,500
	複雑なもの		同	4,150		複雑なもの		同	4,310
	特殊なもの		同	33,000		特殊なもの		同	34,600
その他衛生検査	一般分析	簡易なもの	同	1,590	その他衛生検査	一般分析	簡易なもの	同	1,660
		普通のもの	同	2,130			普通のもの	同	2,200
		複雑なもの	同	3,940			複雑なもの	同	4,110
	特殊分析	特殊有機化学物質試験	1件	28,000		特殊分析	特殊有機化学物質試験	1件	29,300
		有害性金属類試験	1成分	4,460			有害性金属類試験	1成分	4,650
文書料	温泉分析成績書		1通	1,260	文書料	（削除）		（削除）	（削除）
	その他の成績書		同	530		成績書		1通	580
	成績書謄本再交付		同	530		成績書謄本再交付		同	580

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧

注　省略

別表第５

工業技術総合センター試験等手数料

１　機械電子試験、機能材料試験等手数料

区分			単位	金額
電気・電子試験	耐電圧試験		1試験	円 2,050
材料試験	強度試験		1試料 1項目	最低　890 最高　2,340
	疲労試験		1時間 1時間増すごとに	2,360 960
	硬さ試験		1試料 1項目	1,160
	金属組織試験	光学顕微鏡写真撮影	1視野 焼増し1枚につき	3,270 480
		試料調整	1試料	1,890
環境試験	振動試験		1試料 1条件 1時間 1時間増すごとに	3,560 2,430
化学分析	定性分析		1成分	1,980

新

注　省略

別表第５

工業技術総合センター試験等手数料

１　機械電子試験、機能材料試験等手数料

区分			単位	金額
電気・電子試験	耐電圧試験		1試験	円 2,140
材料試験	強度試験		1試料 1項目	最低　910 最高　2,500
	（削除）		（削除） （削除）	（削除） （削除）
	硬さ試験		同	1,240
	（削除）	（削除）	（削除） （削除）	（削除） （削除）
		（削除）	（削除）	（削除）
（削除）	（削除）		（削除） （削除） （削除） （削除）	（削除） （削除）
化学分析	定性分析		1成分	2,110

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧				新			
		1成分増すごとに	900			（削除）	（削除）
		全成分	5,360			（削除）	（削除）
	定量分析	1成分	2,920		定量分析	同	3,070
食品保存性試験	恒温試験	24時間（10試料まで）	3,650	食品保存性試験	恒温試験	24時間（10試料まで）	3,900
		24時間増すごとに	2,460			24時間増すごとに	2,610
微生物試験	菌数測定	1試料	3,900	微生物試験	菌数測定	1試料	4,170
pH測定		同	1,140	pH測定		同	1,220
デザイン指導		1時間	4,250	デザイン指導		1時間	4,420
成績書の複本または証明書	和文	1通	500	成績書の複本または証明書	和文	1通	580
	英文	同	640		英文	同	680
成績書の英文作成		同	2,090	成績書の英文作成		同	2,240

注　省略

２　窯業試験等手数料

区分		単位	金額
化学分析	定性分析	全成分	円 5,360
	定量分析	1成分	4,370
	Pd、Cdの溶出試験	1試料	3,390
耐薬品試験		同	2,270
耐圧試験		同	2,060
吸水率試験		同	2,000

注　省略

２　窯業試験等手数料

区分		単位	金額
化学分析	定性分析	全成分	円 5,680
	定量分析	1成分	4,500
	Pd、Cdの溶出試験	1試料	3,530
耐薬品試験		同	2,430
耐圧試験		同	2,190
吸水率試験		同	2,140

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧				新			
気孔径分布測定		同	11,210	気孔径分布測定		同	11,630
熱膨張測定		同	5,950	熱膨張測定		同	6,330
オートクレーブ試験		同	4,740	オートクレーブ試験		同	5,070
凍害試験		1試料（10回まで）	20,700	凍害試験		1試料（10回まで）	20,980
		これを超える場合は1回	1,450			これを超える場合は1回	1,430
pH測定		1試料	1,140	pH測定		1試料	1,220
熱衝撃試験		同	2,410	熱衝撃試験		同	2,450
加熱重量変化測定		同	5,950	加熱重量変化測定		同	6,330
示差熱分析		同	5,950	示差熱分析		同	6,330
比重測定		同	2,870	比重測定		同	3,070
粒度分析		同	5,920	粒度分析		同	6,330
曲げ強度試験		同	2,920	曲げ強度試験		同	3,100
摩耗試験		同	3,650	摩耗試験		同	3,900
貫通孔測定		1件	6,720	貫通孔測定		1件	7,190
衝撃試験		同	6,240	衝撃試験		同	6,670
デザイン指導		1時間	4,250	デザイン指導		1時間	4,550
成績書の複本または証明書	和文	1通	500	成績書の複本または証明書	和文	1通	580
	英文	同	640		英文	同	680
成績書の英文作成		同	2,090	成績書の英文作成		同	2,240

注　省略

別表第６

東北部工業技術センター試験等手数料

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧

区分			単位	金額
分析試験	定性分析		1成分	2,090円
	定量分析（繊維・有機成分）		同	最低 3,280 最高 4,720
	定量分析（金属・無機成分）		同	2,820
材料試験	糸物性試験		1試料 1項目	1,100
	布物性試験		同	1,100
	繊維鑑定		1成分	1,330
	繊維混用率試験		同	1,510
	顕微鏡写真撮影		1試料	4,340
	プラスチック強度試験		1試料 1項目	1,790
	硬さ試験		同	1,170
	硬さ分布試験	ロックウェルビッカース	1試料 （10測点まで）	3,300
		マイクロビッカース	これを超える場合は1測点	300
	硬さ測定用試料調整		1試料	最低 400 最高 1,740
	強度試験		1試料 1項目	同 870 2,380
染色試験	染色・仕上試験		同	1,960

新

区分			単位	金額
分析試験	定性分析		1成分	2,240円
	定量分析（繊維・有機成分）		同	最低 3,510 最高 5,050
	定量分析（金属・無機成分）		同	2,940
材料試験	糸物性試験		1試料 1項目	最低 1,060 最高 1,180
	布物性試験		同	最低 1,170 最高 1,180
	繊維鑑定		1成分	1,420
	繊維混用率試験		同	1,610
	顕微鏡写真撮影		1試料	4,630
	プラスチック強度試験		1試料 1項目	1,910
	硬さ試験		同	1,200
	硬さ分布試験	ロックウェルビッカース	1試料 （10測点まで）	3,450
		マイクロビッカース	これを超える場合は1測点	310
	硬さ測定用試料調整		1試料	最低 430 最高 1,810
	強度試験		1試料 1項目	同 900 2,490
染色試験	染色・仕上試験		同	2,100

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧

	染色堅ろう度試験	同	1,460
デザイン指導		1時間	4,000
金属顕微鏡試験の試料調整		1試料	1,900
組織試験	顕微鏡写真撮影	1視野	3,070
		焼増し1枚につき	450
精密測定	表面粗さ測定	1測定	1,750
	真円度測定	同	1,970
	三次元測定	1試料 1測定	3,340
		1測定増すごとに	1,170
環境試験	恒温恒湿試験	1試料 1条件 1時間	1,960
		1時間増すごとに	750
	冷熱衝撃試験	同	2,210
			740
	塩水噴霧試験	24時間 （5試料まで）	4,440
		1試料増すごとに	350
成績書の複本または証明書	和文	1通	500
	英文	同	640
成績書の英文作成		同	2,090

注

1　省略

2　染色堅ろう度試験の耐光・耐候堅ろう度試験において、10時間

新

	染色堅ろう度試験	同	1,560
デザイン指導		1時間	4,280
金属顕微鏡試験の試料調整		1試料	2,030
組織試験	顕微鏡写真撮影	1視野	3,280
		焼増し1枚につき	480
精密測定	表面粗さ測定	1測定	1,840
	真円度測定	同	2,000
	三次元測定	1試料 1測定	3,500
		1測定増すごとに	1,250
環境試験	恒温恒湿試験	1試料 1条件 1時間	2,050
		1時間増すごとに	780
	冷熱衝撃試験	同	2,310
			770
	塩水噴霧試験	24時間 （5試料まで）	4,670
		1試料増すごとに	360
成績書の複本または証明書	和文	1通	580
	英文	同	680
成績書の英文作成		同	2,240

注

1　省略

2　染色堅ろう度試験の耐光・耐候堅ろう度試験において、10時間

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧

を超える場合は、10時間ごとに720円を徴収する。

３および４　省略

別表第７～別表第10　省略

別表第11

滋賀県屋外広告物条例に基づく事務手数料

１　省略

２　屋外広告業登録事項証明手数料

１件につき　500円

３　省略

（新規）

別表第12～別表第27　省略

別表第28

近代美術館観覧料、特別観覧料および使用料

１　観覧料

(1)　常設展示

区分		金額
個人	高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者	円 1人1回につき　300
	その他の者	同　500
団体（20人以上）	高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれら	同　240

新

を超える場合は、10時間ごとに770円を徴収する。

３および４　省略

別表第７～別表第10　省略

別表第11

滋賀県屋外広告物条例に基づく事務手数料

１　省略

２　屋外広告業登録事項証明手数料

１件につき　530円

３　省略

４　屋外広告物講習会修了証明書の交付の手数料

１件につき　530円

別表第12～別表第27　省略

別表第28

近代美術館観覧料、特別観覧料および使用料

１　観覧料

(1)　常設展示

区分		金額
個人	高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者	円 1人1回につき　320
	その他の者	同　540
団体（20人以上）	高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれら	同　260

旧

	に準ずる者	
	その他の者	同　400

(2)　省略

注　省略

２　特別観覧料

区分		単位	金額
熟覧		1点1日につき	1,360円
模写		同	2,710
模造		同	2,710
撮影	モノクローム	1点1回につき	2,710
	カラー	同	5,440
原板使用	モノクローム	原板1枚1回につき	1,360
	カラー	同	2,710

注　省略

３　使用料

区分	単位	金額	備考
ギャラリー	1日につき	円 18,500	2分の1を使用する場合は9,300円とする。
ミニギャラリー	同	1,100	

注　省略

別表第28の２

琵琶湖博物館観覧料、特別観覧料および使用料

１および２　省略

３　特別観覧料

新

	に準ずる者	
	その他の者	同　430

(2)　省略

注　省略

２　特別観覧料

区分		単位	金額
熟覧		1点1日につき	1,450円
模写		同	2,900
模造		同	2,900
撮影	モノクローム	1点1回につき	2,900
	カラー	同	5,820
原板使用	モノクローム	原板1枚1回につき	1,450
	カラー	同	2,900

注　省略

３　使用料

区分	単位	金額	備考
ギャラリー	1日につき	円 19,800	2分の1を使用する場合は9,900円とする。
ミニギャラリー	同	1,200	

注　省略

別表第28の２

琵琶湖博物館観覧料、特別観覧料および使用料

１および２　省略

３　特別観覧料

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧

区分		単位	金額
熟覧		1点1日につき	円 1,360
模写		同	2,710
模造		同	2,710
撮影	モノクローム	1点1回につき	2,710
	カラー	同	5,440
原板使用	モノクローム	原板1枚1回につき	1,360
	カラー	同	2,710

注　省略

４　省略

別表第29

男女共同参画センター使用料

区分 名称	午前 午前9時から正午まで	午後 午後1時から午後5時まで	夜間 午後6時から午後9時まで	午後・夜間 午後1時から午後9時まで	全日 午前9時から午後9時まで
大ホール	円	円	円	円	円
	6,300	17,300	18,500	32,200	38,500
研修室A	2,460	3,350	2,460	—	—
研修室B	1,610	2,220	1,610	—	—
研修室C	1,610	2,220	1,610	—	—
特別会議室	5,940	7,800	5,940	—	—
調理実習室	3,350	4,450	3,350	—	—
視聴覚室	5,680	7,420	5,680	—	—

新

区分		単位	金額
熟覧		1点1日につき	円 1,450
模写		同	2,900
模造		同	2,900
撮影	モノクローム	1点1回につき	2,900
	カラー	同	5,820
原板使用	モノクローム	原板1枚1回につき	1,450
	カラー	同	2,900

注　省略

４　省略

別表第29

男女共同参画センター使用料

区分 名称	午前 午前9時から正午まで	午後 午後1時から午後5時まで	夜間 午後6時から午後9時まで	午後・夜間 午後1時から午後9時まで	全日 午前9時から午後9時まで
大ホール	円	円	円	円	円
	6,700	18,500	19,800	34,400	41,100
研修室A	2,630	3,580	2,630	—	—
研修室B	1,720	2,370	1,720	—	—
研修室C	1,720	2,370	1,720	—	—
特別会議室	6,350	8,340	6,350	—	—
調理実習室	3,580	4,760	3,580	—	—
視聴覚室	6,070	7,930	6,070	—	—

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧

トレーニングルーム	2,960	3,830	2,960	—	—
茶亭	2,960	3,830	2,960	—	—
展示ギャラリー	1日につき　4,540円				
テニスコート	1面2時間につき　1,360円				

注　省略

別表第30

危機管理センター使用料

区分	午前	午後
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで
大会議室	円 14,400	円 19,200
会議室1	9,600	12,800
会議室2	4,800	6,400
会議室3	4,800	6,400
会議室4	4,800	6,400

注　省略

別表第31　省略

別表第32

船舶法に基づく事務手数料

区分	金額
(1)　小型漁船の総トン数の測度に関する政令（昭和28年政令第259号）第1条の規定に	円

新

トレーニングルーム	3,160	4,090	3,160	—	—
茶亭	3,160	4,090	3,160	—	—
展示ギャラリー	1日につき　4,850円				
テニスコート	1面2時間につき　1,450円				

注　省略

別表第30

危機管理センター使用料

区分	午前	午後
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで
大会議室	円 15,300	円 20,400
会議室1	10,200	13,600
会議室2	5,100	6,800
会議室3	5,100	6,800
会議室4	5,100	6,800

注　省略

別表第31　省略

別表第32

船舶法に基づく事務手数料

区分	金額
(1)　小型漁船の総トン数の測度に関する政令（昭和28年政令第259号）第1条の規定に	円

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧

基づく小型漁船の総トン数の測度（実測を伴う場合に限る。）の手数料	
ア　総トン数3トン未満の小型漁船	1隻につき　10,800
イ　総トン数3トン以上5トン未満の小型漁船	
（ア）　全部の容積の測度または上甲板下全部の容積の測度を行う場合	同　15,100
（イ）　その他の場合	同　10,800
ウ　総トン数5トン以上の小型漁船	
（ア）　全部の容積の測度または上甲板下全部の容積の測度を行う場合	同　35,500
（イ）　その他の場合	同　25,100

別表第33　省略

別表第34

食品衛生法に基づく事務手数料

区分	金額
(1)　食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下この表において「法」という。）第48条第6項第3号の規定に基づく食品衛生管理者の養成施設の登録の申請に対する審査の手数料	150,000円
(2)　法第48条第6項第4号の規定に基づく講習会の登録の申請に対する審査の手数料	90,000円
(3)　法第52条第1項の規定に基づく営業の許可の申請に対する審査の手数料	

新

基づく小型漁船の総トン数の測度（実測を伴う場合に限る。）の手数料	
ア　総トン数3トン未満の小型漁船	1隻につき　10,900
イ　総トン数3トン以上5トン未満の小型漁船	
（ア）　全部の容積の測度または上甲板下全部の容積の測度を行う場合	同　15,500
（イ）　その他の場合	同　10,900
ウ　総トン数5トン以上の小型漁船	
（ア）　全部の容積の測度または上甲板下全部の容積の測度を行う場合	同　36,000
（イ）　その他の場合	同　26,200

別表第33　省略

別表第34

食品衛生法に基づく事務手数料

区分	金額
(1)　食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下この表において「法」という。）第48条第6項第3号の規定に基づく食品衛生管理者の養成施設の登録の申請に対する審査の手数料	150,000円
(2)　法第48条第6項第4号の規定に基づく講習会の登録の申請に対する審査の手数料	90,000円
(3)　法第52条第1項の規定に基づく営業の許可の申請に対する審査の手数料	

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧		新	
ア　食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下この表において「政令」という。）第35条第1号に規定する飲食店営業の許可の申請に係る審査	16,000円（継続営業の場合にあつては、12,600円）	ア　食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下この表において「政令」という。）第35条第1号に規定する飲食店営業の許可の申請に係る審査	16,800円（継続営業の場合にあつては、13,200円）
イ　政令第35条第2号に規定する喫茶店営業の許可の申請に係る審査	9,600円（継続営業の場合にあつては、7,600円）	イ　政令第35条第2号に規定する喫茶店営業の許可の申請に係る審査	10,100円（継続営業の場合にあつては、8,000円）
ウ　政令第35条第3号に規定する菓子製造業の許可の申請に係る審査	14,000円（継続営業の場合にあつては、11,000円）	ウ　政令第35条第3号に規定する菓子製造業の許可の申請に係る審査	14,700円（継続営業の場合にあつては、11,600円）
エ　政令第35条第4号に規定するあん類製造業の許可の申請に係る審査	14,000円（継続営業の場合にあつては、11,000円）	エ　政令第35条第4号に規定するあん類製造業の許可の申請に係る審査	14,700円（継続営業の場合にあつては、11,600円）
オ　政令第35条第5号に規定するアイスクリーム類製造業の許可の申請に係る審査	14,000円（継続営業の場合にあつては、11,000円）	オ　政令第35条第5号に規定するアイスクリーム類製造業の許可の申請に係る審査	14,700円（継続営業の場合にあつては、11,600円）
カ　政令第35条第6号に規定する乳処理業の許可の申請に係る審査	22,000円（継続営業の場合にあつては、17,300円）	カ　政令第35条第6号に規定する乳処理業の許可の申請に係る審査	23,100円（継続営業の場合にあつては、18,200円）
キ　政令第35条第7号に規定する特別牛乳搾取処理業の許可の申請に係る審査	22,000円（継続営業の場合にあつては、17,300円）	キ　政令第35条第7号に規定する特別牛乳搾取処理業の許可の申請に係る審査	23,100円（継続営業の場合にあつては、18,200円）
ク　政令第35条第8号に規定する乳製品製造業の許可の申請に係る審査	22,000円（継続営業の場合にあつては、17,300円）	ク　政令第35条第8号に規定する乳製品製造業の許可の申請に係る審査	23,100円（継続営業の場合にあつては、18,200円）
ケ　政令第35条第9号に規定する集乳業の許可の申請に係る審査	9,600円（継続営業の場合にあつては、7,600円）	ケ　政令第35条第9号に規定する集乳業の許可の申請に係る審査	10,100円（継続営業の場合にあつては、8,000円）
コ　政令第35条第10号に規定する乳類販売業の許可の申請に係る審査	9,600円（継続営業の場合にあつては、7,600円）	コ　政令第35条第10号に規定する乳類販売業の許可の申請に係る審査	10,100円（継続営業の場合にあつては、8,000円）
サ　政令第35条第11号に規定する食肉処理業の許可の申請に係る審査	22,000円（継続営業の場合にあつては、17,300円）	サ　政令第35条第11号に規定する食肉処理業の許可の申請に係る審査	23,100円（継続営業の場合にあつては、18,200円）

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧		新	
シ　政令第35条第12号に規定する食肉販売業の許可の申請に係る審査	9,600円（継続営業の場合にあつては、7,600円）	シ　政令第35条第12号に規定する食肉販売業の許可の申請に係る審査	10,100円（継続営業の場合にあつては、8,000円）
ス　政令第35条第13号に規定する食肉製品製造業の許可の申請に係る審査	22,000円（継続営業の場合にあつては、17,300円）	ス　政令第35条第13号に規定する食肉製品製造業の許可の申請に係る審査	23,100円（継続営業の場合にあつては、18,200円）
セ　政令第35条第14号に規定する魚介類販売業の許可の申請に係る審査	9,600円（継続営業の場合にあつては、7,600円）	セ　政令第35条第14号に規定する魚介類販売業の許可の申請に係る審査	10,100円（継続営業の場合にあつては、8,000円）
ソ　政令第35条第15号に規定する魚介類せり売営業の許可の申請に係る審査	22,000円（継続営業の場合にあつては、17,300円）	ソ　政令第35条第15号に規定する魚介類せり売営業の許可の申請に係る審査	23,100円（継続営業の場合にあつては、18,200円）
タ　政令第35条第16号に規定する魚肉ねり製品製造業の許可の申請に係る審査	16,000円（継続営業の場合にあつては、12,600円）	タ　政令第35条第16号に規定する魚肉ねり製品製造業の許可の申請に係る審査	16,800円（継続営業の場合にあつては、13,200円）
チ　政令第35条第17号に規定する食品の冷凍または冷蔵業の許可の申請に係る審査	22,000円（継続営業の場合にあつては、17,300円）	チ　政令第35条第17号に規定する食品の冷凍または冷蔵業の許可の申請に係る審査	23,100円（継続営業の場合にあつては、18,200円）
ツ　政令第35条第18号に規定する食品の放射線照射業の許可の申請に係る審査	22,000円（継続営業の場合にあつては、17,300円）	ツ　政令第35条第18号に規定する食品の放射線照射業の許可の申請に係る審査	23,100円（継続営業の場合にあつては、18,200円）
テ　政令第35条第19号に規定する清涼飲料水製造業の許可の申請に係る審査	22,000円（継続営業の場合にあつては、17,300円）	テ　政令第35条第19号に規定する清涼飲料水製造業の許可の申請に係る審査	23,100円（継続営業の場合にあつては、18,200円）
ト　政令第35条第20号に規定する乳酸菌飲料製造業の許可の申請に係る審査	14,000円（継続営業の場合にあつては、11,000円）	ト　政令第35条第20号に規定する乳酸菌飲料製造業の許可の申請に係る審査	14,700円（継続営業の場合にあつては、11,600円）
ナ　政令第35条第21号に規定する氷雪製造業の許可の申請に係る審査	22,000円（継続営業の場合にあつては、17,300円）	ナ　政令第35条第21号に規定する氷雪製造業の許可の申請に係る審査	23,100円（継続営業の場合にあつては、18,200円）
ニ　政令第35条第22号に規定する氷雪販売業の許可の申請に係る審査	14,000円（継続営業の場合にあつては、11,000円）	ニ　政令第35条第22号に規定する氷雪販売業の許可の申請に係る審査	14,700円（継続営業の場合にあつては、11,600円）
ヌ　政令第35条第23号に規定する食用油脂製造業の許可の申請に係る審査	22,000円（継続営業の場合にあつては、17,300円）	ヌ　政令第35条第23号に規定する食用油脂製造業の許可の申請に係る審査	23,100円（継続営業の場合にあつては、18,200円）
ネ　政令第35条第24号に規定するマーガ	22,000円（継続営業の場合に	ネ　政令第35条第24号に規定するマーガ	23,100円（継続営業の場合に

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧		新	
リンまたはショートニング製造業の許可の申請に係る審査	あつては、17,300円）	リンまたはショートニング製造業の許可の申請に係る審査	あつては、18,200円）
ノ　政令第35条第25号に規定するみそ製造業の許可の申請に係る審査	16,000円（継続営業の場合にあつては、12,600円）	ノ　政令第35条第25号に規定するみそ製造業の許可の申請に係る審査	16,800円（継続営業の場合にあつては、13,200円）
ハ　政令第35条第26号に規定する醤（しょう）油製造業の許可の申請に係る審査	16,000円（継続営業の場合にあつては、12,600円）	ハ　政令第35条第26号に規定する醤（しょう）油製造業の許可の申請に係る審査	16,800円（継続営業の場合にあつては、13,200円）
ヒ　政令第35条第27号に規定するソース類製造業の許可の申請に係る審査	16,000円（継続営業の場合にあつては、12,600円）	ヒ　政令第35条第27号に規定するソース類製造業の許可の申請に係る審査	16,800円（継続営業の場合にあつては、13,200円）
フ　政令第35条第28号に規定する酒類製造業の許可の申請に係る審査	16,000円（継続営業の場合にあつては、12,600円）	フ　政令第35条第28号に規定する酒類製造業の許可の申請に係る審査	16,800円（継続営業の場合にあつては、13,200円）
ヘ　政令第35条第29号に規定する豆腐製造業の許可の申請に係る審査	14,000円（継続営業の場合にあつては、11,000円）	ヘ　政令第35条第29号に規定する豆腐製造業の許可の申請に係る審査	14,700円（継続営業の場合にあつては、11,600円）
ホ　政令第35条第30号に規定する納（なつ）豆製造業の許可の申請に係る審査	14,000円（継続営業の場合にあつては、11,000円）	ホ　政令第35条第30号に規定する納（なつ）豆製造業の許可の申請に係る審査	14,700円（継続営業の場合にあつては、11,600円）
マ　政令第35条第31号に規定するめん類製造業の許可の申請に係る審査	14,000円（継続営業の場合にあつては、11,000円）	マ　政令第35条第31号に規定するめん類製造業の許可の申請に係る審査	14,700円（継続営業の場合にあつては、11,600円）
ミ　政令第35条第32号に規定するそうざい製造業の許可の申請に係る審査	22,000円（継続営業の場合にあつては、17,300円）	ミ　政令第35条第32号に規定するそうざい製造業の許可の申請に係る審査	23,100円（継続営業の場合にあつては、18,200円）
ム　政令第35条第33号に規定する缶詰または瓶詰食品製造業の許可の申請に係る審査	22,000円（継続営業の場合にあつては、17,300円）	ム　政令第35条第33号に規定する缶詰または瓶詰食品製造業の許可の申請に係る審査	23,100円（継続営業の場合にあつては、18,200円）
メ　政令第35条第34号に規定する添加物製造業の許可の申請に係る審査	22,000円（継続営業の場合にあつては、17,300円）	メ　政令第35条第34号に規定する添加物製造業の許可の申請に係る審査	23,100円（継続営業の場合にあつては、18,200円）
注　省略		注　省略	
別表第35～別表第38　省略		別表第35～別表第38　省略	
別表第39		別表第39	

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧

家畜商法に基づく事務手数料

区分	金額
(1)　省略	
(2)　家畜商法第4条の2第1項の規定に基づく家畜商になろうとする者に対する講習の受講料	同　3,300
以下省略	

別表第40

漁業法に基づく事務手数料

区分	金額
(1)　漁業法（昭和24年法律第267号。以下この表において「法」という。）第10条の規定に基づく漁業権の免許の申請に対する審査の手数料	円 1件につき　3,300
(2)　法第14条第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定に基づく漁業権の共有の認可の申請に対する審査の手数料	同　3,300
(3)　法第22条第1項の規定に基づく漁業権の分割または変更の免許の申請に対する審査の手数料	同　2,300
(4)　法第24条第2項の規定に基づく定置漁業権または区画漁業権を目的とする抵当権の設定の認可の申請に対する審査の手数料	同　1,000
(5)　法第26条第1項ただし書の規定に基づく定置漁業権または区画漁業権の移転の認可	同　1,000

新

家畜商法に基づく事務手数料

区分	金額
(1)　省略	
(2)　家畜商法第4条の2第1項の規定に基づく家畜商になろうとする者に対する講習の受講料	同　3,500
以下省略	

別表第40

漁業法に基づく事務手数料

区分	金額
(1)　漁業法（昭和24年法律第267号。以下この表において「法」という。）第10条の規定に基づく漁業権の免許の申請に対する審査の手数料	円 1件につき　3,500
(2)　法第14条第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定に基づく漁業権の共有の認可の申請に対する審査の手数料	同　3,500
(3)　法第22条第1項の規定に基づく漁業権の分割または変更の免許の申請に対する審査の手数料	同　2,400
(4)　法第24条第2項の規定に基づく定置漁業権または区画漁業権を目的とする抵当権の設定の認可の申請に対する審査の手数料	同　1,100
(5)　法第26条第1項ただし書の規定に基づく定置漁業権または区画漁業権の移転の認可	同　1,100

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧

の申請に対する審査の手数料	
(6)　法第36条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく休業中の漁業の許可の申請に対する審査の手数料	同　2,300
(7)　漁業登録令（昭和26年政令第292号）第10条第1項の規定に基づく免許漁業原簿（漁場図を除く。）の謄本または抄本の交付の手数料	用紙1枚につき　450
(8)　漁業登録令第10条第1項の規定に基づく免許漁業原簿（漁場図に限る。）の謄本または抄本の交付の手数料	同　450
(9)　漁業登録令第10条第1項の規定に基づく免許漁業原簿またはその付属書類の閲覧の請求の許可の手数料	1件につき　250

別表第41　省略

別表第42

漁船法に基づく事務手数料

区分	金額
(1)　漁船法（昭和25年法律第178号）第10条第1項の規定に基づく漁船の登録の申請に対する審査の手数料	円
ア　無動力漁船	1隻につき　4,700
イ　動力漁船	
（ア）　総トン数が20トン未満のもの	同　6,800
（イ）　総トン数が20トン以上100トン未満のもの	同　7,200

新

の申請に対する審査の手数料	
(6)　法第36条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく休業中の漁業の許可の申請に対する審査の手数料	同　2,400
(7)　漁業登録令（昭和26年政令第292号）第10条第1項の規定に基づく免許漁業原簿（漁場図を除く。）の謄本または抄本の交付の手数料	用紙1枚につき　470
(8)　漁業登録令第10条第1項の規定に基づく免許漁業原簿（漁場図に限る。）の謄本または抄本の交付の手数料	同　470
(9)　漁業登録令第10条第1項の規定に基づく免許漁業原簿またはその付属書類の閲覧の請求の許可の手数料	1件につき　260

別表第41　省略

別表第42

漁船法に基づく事務手数料

区分	金額
(1)　漁船法（昭和25年法律第178号）第10条第1項の規定に基づく漁船の登録の申請に対する審査の手数料	円
ア　無動力漁船	1隻につき　4,800
イ　動力漁船	
（ア）　総トン数が20トン未満のもの	同　7,100
（イ）　総トン数が20トン以上100トン未満のもの	同　7,500

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧		新	
（ウ）　総トン数が100トン以上のもの	同　7,700	（ウ）　総トン数が100トン以上のもの	同　8,000
(2)　漁船法第12条第3項の規定に基づく漁船の登録票の再交付の手数料	同　2,200	(2)　漁船法第12条第3項の規定に基づく漁船の登録票の再交付の手数料	同　2,300
(3)　省略		(3)　省略	
(4)　漁船法第17条第1項の規定に基づく漁船の変更の登録の申請に対する審査の手数料		(4)　漁船法第17条第1項の規定に基づく漁船の変更の登録の申請に対する審査の手数料	
ア　無動力漁船	同　2,300	ア　無動力漁船	同　2,400
イ　動力漁船		イ　動力漁船	
（ア）　総トン数が20トン未満のもの	同　3,200	（ア）　総トン数が20トン未満のもの	同　3,400
（イ）　総トン数が20トン以上100トン未満のもの	同　3,500	（イ）　総トン数が20トン以上100トン未満のもの	同　3,700
（ウ）　総トン数が100トン以上のもの	同　3,700	（ウ）　総トン数が100トン以上のもの	同　3,900
(5)　漁船法第21条の規定に基づく漁船の登録謄本の交付の手数料	用紙1枚につき　400	(5)　漁船法第21条の規定に基づく漁船の登録謄本の交付の手数料	用紙1枚につき　420

別表第43

建築基準法に基づく事務手数料

区分	金額
(1)　建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。）第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認の申請または法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の計画の通知に対する審査の手数料	
ア　床面積の合計が30平方メートル以内のもの	17,000円（構造計算書の添付を要しないものにあ

別表第43

建築基準法に基づく事務手数料

区分	金額
(1)　建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。）第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認の申請または法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の計画の通知に対する審査の手数料	
ア　床面積の合計が30平方メートル以内のもの	17,000円（構造計算書の添付を要しないものにあ

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧		新	
	つては、13,000円）		つては、14,000円）
イ　省略		イ　省略	
ウ　床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	40,000円（構造計算書の添付を要しないものにあつては、28,000円）	ウ　床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	39,000円（構造計算書の添付を要しないものにあつては、27,000円）
エ　床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	53,000円（構造計算書の添付を要しないものにあつては、35,000円）	エ　床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	52,000円（構造計算書の添付を要しないものにあつては、34,000円）
オ　床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	92,000円	オ　床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	91,000円
カ　省略		カ　省略	
キ　床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	240,000円	キ　床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	230,000円
ク　省略		ク　省略	
ケ　床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	460,000円	ケ　床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	450,000円
コ　床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	760,000円	コ　床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	750,000円
(2)　(3)の項に規定する建築物以外の建築物に関する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料 ア　イに掲げる場合以外の場合 （ア）および（イ）　省略 （ウ）　床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの （エ）　床面積の合計が200平方メートルを	 35,000円 46,000円	(2)　(3)の項に規定する建築物以外の建築物に関する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料 ア　イに掲げる場合以外の場合 （ア）および（イ）　省略 （ウ）　床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの （エ）　床面積の合計が200平方メートルを	 34,000円 45,000円

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧		新	
超え500平方メートル以内のもの		超え500平方メートル以内のもの	
（オ）　床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	65,000円	（オ）　床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	63,000円
（カ）　床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	83,000円	（カ）　床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	81,000円
（キ）および（ク）　省略		（キ）および（ク）　省略	
（ケ）　床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	290,000円	（ケ）　床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	280,000円
（コ）　床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	540,000円	（コ）　床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	530,000円
イ　当該申請または通知に係る建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第8項（同法第25条第1項もしくは第30条第8項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）または都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第10条第9項もしくは第54条第8項の規定により適用される場合を含む。(3)の項イにおいて同じ。）の規定に基づく法第6条第1項もしくは第6条の2第1項または建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第9項の規定に基づく法第18条第3項の確認済証の交付を受けた建築物である場合	アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、次の（ア）から（キ）までに掲げる当該申請または通知に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該（ア）から（キ）までに定める金額を加算した金額 （ア）　床面積の合計が300平方メートル未満のもの　9,000円 （イ）　省略 （ウ）　床面積の合計が2,000平方メート	イ　当該申請または通知に係る建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第8項（同法第25条第1項もしくは第30条第8項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）または都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第10条第9項もしくは第54条第8項の規定により適用される場合を含む。(3)の項イにおいて同じ。）の規定に基づく法第6条第1項もしくは第6条の2第1項または建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第9項の規定に基づく法第18条第3項の確認済証の交付を受けた建築物である場合	アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、次の（ア）から（キ）までに掲げる当該申請または通知に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該（ア）から（キ）までに定める金額を加算した金額 （ア）　床面積の合計が300平方メートル未満のもの　9,200円 （イ）　省略 （ウ）　床面積の合計が2,000平方メート

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧		新	
	ル以上5,000平方メートル未満のもの 77,000円 (エ)　床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 123,000円 (オ)　床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 155,000円 (カ)　床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 194,000円 (キ)　床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの 271,000円		ル以上5,000平方メートル未満のもの 79,000円 (エ)　床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 124,000円 (オ)　床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 157,000円 (カ)　床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 196,000円 (キ)　床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの 275,000円
(3)　法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に関する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料 ア　イに掲げる場合以外の場合		(3)　法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に関する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料 ア　イに掲げる場合以外の場合	

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧		新	
（ア）　床面積の合計が30平方メートル以内のもの	16,000円	（ア）　床面積の合計が30平方メートル以内のもの	15,000円
（イ）　省略		（イ）　省略	
（ウ）　床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	30,000円	（ウ）　床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	29,000円
（エ）　床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	42,000円	（エ）　床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	41,000円
（オ）　床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	61,000円	（オ）　床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	59,000円
（カ）　床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	78,000円	（カ）　床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	75,000円
（キ）　床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	140,000円	（キ）　床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	130,000円
（ク）　省略		（ク）　省略	
（ケ）　床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	280,000円	（ケ）　床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	270,000円
（コ）　床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	540,000円	（コ）　床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	520,000円
イ　当該申請または通知に係る建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第8項の規定に基づく法第6条第1項もしくは第6条の2第1項または建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第9項の規定に基づく法第18条第3項の確認済証の交付を受けた建築物である場合	アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、当該申請または通知に係る建築物の非住宅部分について(2)の項イの規定により算定して得られる額を加算した金額	イ　当該申請または通知に係る建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第8項の規定に基づく法第6条第1項もしくは第6条の2第1項または建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第9項の規定に基づく法第18条第3項の確認済証の交付を受けた建築物である場合	アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、当該申請または通知に係る建築物の非住宅部分について(2)の項イの規定により算定して得られる額を加算した金額
(4)　法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請または法第18条第19項		(4)　法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請または法第18条第19項	

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧		新	
の規定に基づく通知に対する審査の手数料		の規定に基づく通知に対する審査の手数料	
ア　床面積の合計が30平方メートル以内のもの	16,000円	ア　床面積の合計が30平方メートル以内のもの	15,000円
イ　床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	24,000円	イ　床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	23,000円
ウ　床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	32,000円	ウ　床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	31,000円
エ　床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	41,000円	エ　床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	39,000円
オ　床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	60,000円	オ　床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	57,000円
カ　床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	76,000円	カ　床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	73,000円
キ　床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	130,000円	キ　床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	120,000円
ク　床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	170,000円	ク　床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	160,000円
ケ　床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	270,000円	ケ　床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	260,000円
コ　床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	490,000円	コ　床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	470,000円

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧		新	
(5)　法第7条の6第1項第1号もしくは第2号または第18条第24項第1号もしくは第2号（これらの規定を法第87条の4または第88条第1項もしくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査の手数料	120,000円	(5)　法第7条の6第1項第1号もしくは第2号または第18条第24項第1号もしくは第2号（これらの規定を法第87条の4または第88条第1項もしくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査の手数料	120,000円
(5)の2　法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査の手数料	29,000円	(5)の2　法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査の手数料	30,000円
(6)　法第43条第2項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査の手数料	36,000円	(6)　法第43条第2項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査の手数料	35,000円
(7)　法第44条第1項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査の手数料	36,000円	(7)　法第44条第1項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査の手数料	35,000円
(8)　法第44条第1項第3号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査の手数料	29,000円	(8)　法第44条第1項第3号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査の手数料	30,000円
(9)　法第44条第1項第4号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査の手数料	150,000円	(9)　法第44条第1項第4号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査の手数料	150,000円
(10)　法第47条ただし書の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査の手数料	150,000円	(10)　法第47条ただし書の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査の手数料	150,000円
(11)　法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書または第14項ただし書（法第87条第2項もしくは第3項または第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査の手数料		(11)　法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書または第14項ただし書（法第87条第2項もしくは第3項または第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査の手数料	

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧		新	
ア　イおよびウに掲げる場合以外の場合 イ　法第48条第16項第1号に該当する場合 ウ　法第48条第16項第2号に該当する場合	170,000円 98,000円 130,000円	ア　イおよびウに掲げる場合以外の場合 イ　法第48条第16項第1号に該当する場合 ウ　法第48条第16項第2号に該当する場合	160,000円 99,000円 130,000円
(12)および(13)　省略		(12)および(13)　省略	
(13)の2　法第53条第4項または第5項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	36,000円	(13)の2　法第53条第4項または第5項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	35,000円
(14)　法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査の手数料	36,000円	(14)　法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査の手数料	35,000円
(15)　省略		(15)　省略	
(16)　法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査の手数料	29,000円	(16)　法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査の手数料	30,000円
(17)および(18)　省略		(17)および(18)　省略	
(19)　法第57条第1項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料	29,000円	(19)　法第57条第1項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料	30,000円
(19)の2　法第57条の2第1項の規定に基づく特例敷地に係る特例容積率の限度の指定の申請に対する審査の手数料 ア　敷地の数が2である場合 イ　敷地の数が3以上である場合	 80,000円 80,000円に2を超える敷地の数に26,000円を乗じて得た額を加算した金額	(19)の2　法第57条の2第1項の規定に基づく特例敷地に係る特例容積率の限度の指定の申請に対する審査の手数料 ア　敷地の数が2である場合 イ　敷地の数が3以上である場合	 81,000円 81,000円に2を超える敷地の数に26,000円を乗じて得た額を加算した金額
(19)の3　法第57条の3第1項の規定に基づく特例敷地に係る特例容積率の限度の指定の取消		(19)の3　法第57条の3第1項の規定に基づく特例敷地に係る特例容積率の限度の指定の取消	

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧		新	
しの申請に対する審査の手数料 ア　指定に係る敷地の数が2である場合 イ　指定に係る敷地の数が3以上である場合	30,000円 30,000円に2を超える指定に係る敷地の数に12,000円を乗じて得た額を加算した金額	しの申請に対する審査の手数料 ア　指定に係る敷地の数が2である場合 イ　指定に係る敷地の数が3以上である場合	28,700円 28,700円に2を超える指定に係る敷地の数に11,000円を乗じて得た額を加算した金額
(19)の４～(22)の５　省略		(19)の４～(22)の５　省略	
(22)の6　法第68条第5項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外の認定の申請に対する審査の手数料	29,000円	(22)の6　法第68条第5項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外の認定の申請に対する審査の手数料	30,000円
(23)　法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の建蔽率または同条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料	29,000円	(23)　法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の建蔽率または同条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料	30,000円
(24)　省略		(24)　省略	
(24)の2　法第68条の3第7項の規定に基づく建築物の用途地域等に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料	29,000円	(24)の2　法第68条の3第7項の規定に基づく建築物の用途地域等に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料	30,000円
(25)　法第68条の4第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料	29,000円	(25)　法第68条の4第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料	30,000円
(25)の2　法第68条の5の2の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査の手数料	29,000円	(25)の2　法第68条の5の2の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査の手数料	30,000円
(26)　省略		(26)　省略	
(27)　法第68条の5の5第1項の規定に基づく建	29,000円	(27)　法第68条の5の5第1項の規定に基づく建	30,000円

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧		新	
築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料		築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料	
(28)　法第68条の5の5第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料	29,000円	(28)　法第68条の5の5第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料	30,000円
(29)　法第68条の5の6の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の認定の申請に対する審査の手数料	29,000円	(29)　法第68条の5の6の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の認定の申請に対する審査の手数料	30,000円
(30)　省略		(30)　省略	
(31)　法第85条第5項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査の手数料	120,000円	(31)　法第85条第5項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査の手数料	130,000円
(31)の2　省略		(31)の2　省略	
(32)　法第86条第1項の規定に基づく1または2以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査の手数料		(32)　法第86条第1項の規定に基づく1または2以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査の手数料	
ア　建築物の数が1または2である場合	80,000円	ア　建築物の数が1または2である場合	81,000円
イ　建築物の数が3以上である場合	80,000円に2を超える建築物の数に26,000円を乗じて得た額を加算した金額	イ　建築物の数が3以上である場合	81,000円に2を超える建築物の数に26,000円を乗じて得た額を加算した金額
(33)　法第86条第2項の規定に基づく2以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査の手数料		(33)　法第86条第2項の規定に基づく2以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査の手数料	
ア　建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合	80,000円	ア　建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合	81,000円

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧		新	
イ　建築物の数が2以上である場合	80,000円に1を超える建築物の数に26,000円を乗じて得た額を加算した金額	イ　建築物の数が2以上である場合	81,000円に1を超える建築物の数に26,000円を乗じて得た額を加算した金額
(34)　法第86条第3項の規定に基づく1または2以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料		(34)　法第86条第3項の規定に基づく1または2以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	
ア　建築物の数が1または2である場合	200,000円	ア　建築物の数が1または2である場合	210,000円
イ　建築物の数が3以上である場合	200,000円に2を超える建築物の数に26,000円を乗じて得た額を加算した金額	イ　建築物の数が3以上である場合	210,000円に2を超える建築物の数に26,000円を乗じて得た額を加算した金額
(35)　法第86条第4項の規定に基づく2以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料		(35)　法第86条第4項の規定に基づく2以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	
ア　建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合	200,000円	ア　建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合	210,000円
イ　建築物の数が2以上である場合	200,000円に1を超える建築物の数に26,000円を乗じて得た額を加算した金額	イ　建築物の数が2以上である場合	210,000円に1を超える建築物の数に26,000円を乗じて得た額を加算した金額
(36)　法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査の手数料		(36)　法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査の手数料	
ア　建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合	80,000円	ア　建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合	81,000円

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧		新	
イ　建築物の数が2以上である場合	80,000円に1を超える建築物の数に26,000円を乗じて得た額を加算した金額	イ　建築物の数が2以上である場合	81,000円に1を超える建築物の数に26,000円を乗じて得た額を加算した金額
(37)　法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率または各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査の手数料		(37)　法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率または各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	
ア　建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合	200,000円	ア　建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合	210,000円
イ　建築物の数が2以上である場合	200,000円に1を超える建築物の数に26,000円を乗じて得た額を加算した金額	イ　建築物の数が2以上である場合	210,000円に1を超える建築物の数に26,000円を乗じて得た額を加算した金額
(38)　法第86条の2第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査の手数料		(38)　法第86条の2第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査の手数料	
ア　建築物（一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合	200,000円	ア　建築物（一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合	210,000円
イ　建築物の数が2以上である場合	200,000円に1を超える建築物の数に26,000円を乗じて得た額を加算した金額	イ　建築物の数が2以上である場合	210,000円に1を超える建築物の数に26,000円を乗じて得た額を加算した金額
(39)　法第86条の5第1項の規定に基づく1または2以上の建築物の認定または許可の取消し	7,000円に現に存する建築物の数に12,000円を乗	(39)　法第86条の5第1項の規定に基づく1または2以上の建築物の認定または許可の取消し	6,700円に現に存する建築物の数に11,000円を乗

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧		新	
の申請に対する審査の手数料	じて得た額を加算した金額	の申請に対する審査の手数料	じて得た額を加算した金額
(40)　法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離または高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料	29,000円	(40)　法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離または高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料	30,000円
(40)の2　法第86条の8第1項の規定に基づく全体計画の認定の申請に対する審査の手数料	29,000円	(40)の2　法第86条の8第1項の規定に基づく全体計画の認定の申請に対する審査の手数料	30,000円
(40)の3　法第86条の8第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく全体計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料	29,000円	(40)の3　法第86条の8第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく全体計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料	30,000円
(40)の4　法第87条の2第1項の規定に基づく全体計画の認定の申請に対する審査の手数料	29,000円	(40)の4　法第87条の2第1項の規定に基づく全体計画の認定の申請に対する審査の手数料	30,000円
(40)の5　法第87条の3第5項の規定に基づく興行場等としての使用の許可の申請に対する審査の手数料	120,000円	(40)の5　法第87条の3第5項の規定に基づく興行場等としての使用の許可の申請に対する審査の手数料	130,000円
(40)の6　省略		(40)の6　省略	
(41)　法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定に基づく建築設備に関する確認の申請または法第87条の4において準用する法第18条第2項の規定に基づく建築設備の計画の通知に対する審査の手数料		(41)　法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定に基づく建築設備に関する確認の申請または法第87条の4において準用する法第18条第2項の規定に基づく建築設備の計画の通知に対する審査の手数料	
ア　建築設備を設置する場合（イに掲げる場合を除く。）	1の建築設備につき27,000円（小荷物専用昇降機にあつては、12,000円）	ア　建築設備を設置する場合（イに掲げる場合を除く。）	1の建築設備につき26,000円（小荷物専用昇降機にあつては、11,000円）

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧		新	
イ　確認を受け、または適合すると認められた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合	1の建築設備につき15,000円（小荷物専用昇降機にあつては、6,300円）	イ　確認を受け、または適合すると認められた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合	1の建築設備につき16,000円（小荷物専用昇降機にあつては、6,600円）
(42)　(43)の項に規定する昇降機以外の建築設備に関する法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第87条の4において準用する法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料	1の建築設備につき32,000円（小荷物専用昇降機にあつては、18,000円）	(42)　(43)の項に規定する昇降機以外の建築設備に関する法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第87条の4において準用する法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料	1の建築設備につき30,000円（小荷物専用昇降機にあつては、17,000円）
(43)　法第87条の4において準用する法第7条の3第1項の特定工程に係る昇降機に関する法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第87条の4において準用する法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料	1の昇降機につき30,000円（小荷物専用昇降機にあつては、18,000円）	(43)　法第87条の4において準用する法第7条の3第1項の特定工程に係る昇降機に関する法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第87条の4において準用する法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料	1の昇降機につき29,000円（小荷物専用昇降機にあつては、17,000円）
(44)　法第87条の4において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく建築設備に関する中間検査の申請または法第87条の4において準用する法第18条第19項の規定に基づく通知に対する審査の手数料	1の建築設備につき26,000円（小荷物専用昇降機にあつては、16,000円）	(44)　法第87条の4において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく建築設備に関する中間検査の申請または法第87条の4において準用する法第18条第19項の規定に基づく通知に対する審査の手数料	1の建築設備につき27,000円（小荷物専用昇降機にあつては、16,000円）
(45)　法第88条第1項もしくは第2項において準用する法第6条第1項の規定に基づく工作物に関する確認の申請または法第88条第1項もしくは第2項において準用する法第18条第2項の規定に基づく工作物の計画の通知に対する審査の手数料		(45)　法第88条第1項もしくは第2項において準用する法第6条第1項の規定に基づく工作物に関する確認の申請または法第88条第1項もしくは第2項において準用する法第18条第2項の規定に基づく工作物の計画の通知に対する審査の手数料	

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧		新	
ア　工作物を築造する場合（イに掲げる場合を除く。）	1の工作物につき 25,000円	ア　工作物を築造する場合（イに掲げる場合を除く。）	1の工作物につき 24,000円
イ　確認を受け、または適合すると認められた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	1の工作物につき 14,000円	イ　確認を受け、または適合すると認められた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	1の工作物につき 15,000円
(46)　法第88条第1項もしくは第2項において準用する法第7条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請または法第88条第1項もしくは第2項において準用する法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料	1の工作物につき 27,000円	(46)　法第88条第1項もしくは第2項において準用する法第7条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請または法第88条第1項もしくは第2項において準用する法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料	1の工作物につき 26,000円
(47)　法第88条第1項において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく工作物に関する中間検査の申請または法第88条第1項において準用する法第18条第19項の規定に基づく通知に対する審査の手数料	1の工作物につき 18,000円	(47)　法第88条第1項において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく工作物に関する中間検査の申請または法第88条第1項において準用する法第18条第19項の規定に基づく通知に対する審査の手数料	1の工作物につき 19,000円
(48)　建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この表において「政令」という。）第131条の2第2項または第3項の規定に基づく前面道路に係る認定の申請に対する審査の手数料	29,000円	(48)　建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この表において「政令」という。）第131条の2第2項または第3項の規定に基づく前面道路に係る認定の申請に対する審査の手数料	30,000円
(49)　政令第137条の16第2号の規定に基づく移転に係る認定の申請に対する審査の手数料	29,000円	(49)　政令第137条の16第2号の規定に基づく移転に係る認定の申請に対する審査の手数料	30,000円
注　省略		注　省略	
（新規）		別表第43の2	
		家畜改良増殖法に基づく事務手数料	

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧	新
	区分 ／ 金額
	(1)　家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号。以下この表において「法」という。）第16条第１項の規定に基づく家畜人工授精師の免許の申請に対する審査の手数料 ／ 円 1件につき　2,000
	(2)　法第16条第２項の規定に基づく家畜人工授精に関する講習会の受講料 ／ 同　31,700
	(3)　法第16条第２項の規定に基づく家畜体内受精卵移植に関する講習会の受講料 ／ 同　36,800
	(4)　法第24条の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可の申請に対する審査の手数料 ／ 同　6,000
	(5)　家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号。以下この表において「政令」という。）第５条の規定に基づく種畜証明書の書換え交付の手数料 ／ 同　810
	(6)　政令第６条第１項の規定に基づく種畜証明書の再交付の手数料 ／ 同　810
	(7)　政令第９条の規定に基づく家畜人工授精師免許証の書換え交付の手数料 ／ 同　1,800
	(8)　政令第10条第１項の規定に基づく家畜人工授精師免許証の再交付の手数料 ／ 同　1,800
（新規）	別表第43の3 採石法に基づく事務手数料
	区分 ／ 金額
	(1)　採石法（昭和25年法律第291号）第32条 ／ 円

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧

別表第44

毒物及び劇物取締法に基づく事務手数料

区分	金額
(1)　毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下この表において「法」という。）第4条第2項の規定に基づく毒物または劇物の製造業または輸入業の登録（毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号。以下この表において「政令」という。）第36条の7第1項第1号に規定する登録に限る。(4)の項	円 1件につき　27,400

新

の規定に基づく採石業者の登録の申請に対する審査の手数料	1件につき　18,900
(2)　採石法第32条の４第１項第６号ロの規定に基づく認定の申請に対する審査の手数料	同　8,700
(3)　採石法第32条の13第１項の規定に基づく採石業務管理者試験の手数料	同　8,400
(4)　採石法第33条の規定に基づく採取計画の認可の申請に対する審査の手数料	同　61,000
(5)　採石法第33条の５第１項の規定に基づく採取計画の変更の認可の申請に対する審査の手数料	同　39,000
(6)　採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）第８条の13の規定に基づく採石業務管理者試験合格証または採石業務管理者認定証の再交付の手数料	同　580

別表第44

毒物及び劇物取締法に基づく事務手数料

区分	金額
(1)　毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下この表において「法」という。）第4条第2項の規定に基づく毒物または劇物の製造業または輸入業の登録（毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号。以下この表において「政令」という。）第36条の7第1項第1号に規定する登録に限る。(4)の項	円 1件につき　27,900

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧		新	
において同じ。）の申請に対する審査の手数料		において同じ。）の申請に対する審査の手数料	
(2)　省略		(2)　省略	
(3)　法第4条第3項の規定に基づく毒物または劇物の販売業の登録の申請に対する審査の手数料	同　14,500	(3)　法第4条第3項の規定に基づく毒物または劇物の販売業の登録の申請に対する審査の手数料	同　14,700
(4)　法第4条第4項の規定に基づく毒物または劇物の製造業または輸入業の登録の更新の申請に対する審査の手数料	同　9,800	(4)　法第4条第4項の規定に基づく毒物または劇物の製造業または輸入業の登録の更新の申請に対する審査の手数料	同　10,200
(5)　省略		(5)　省略	
(6)　法第4条第4項の規定に基づく毒物または劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査の手数料	同　6,200	(6)　法第4条第4項の規定に基づく毒物または劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査の手数料	同　6,400
(7)　法第9条第1項の規定に基づく毒物または劇物の製造業または輸入業の登録の変更（政令第36条の7第1項第3号に規定する登録の変更に限る。）の申請に対する審査の手数料	同　4,900	(7)　法第9条第1項の規定に基づく毒物または劇物の製造業または輸入業の登録の変更（政令第36条の7第1項第3号に規定する登録の変更に限る。）の申請に対する審査の手数料	同　5,100
(8)～(10)　省略		(8)～(10)　省略	

別表第45

家畜伝染病予防法に基づく事務手数料

区分			金額
(1)　家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下この表に	牛	結核病検査（疑似患畜の再検査を除く。）	1頭1回につき　260円
		ブルセラ病検査（疑似患畜の再	1頭1回につき　280円

別表第45

家畜伝染病予防法に基づく事務手数料

区分			金額
(1)　家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下この表に	牛	結核病検査（疑似患畜の再検査を除く。）	1頭1回につき　270円
		ブルセラ病検査（疑似患畜の再	1頭1回につき　290円

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧				新			
おいて「法」という。）第5条第1項または第31条第1項の規定に基づく家畜の検査（法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予察するためのものに限り、牛に係る伝達性海綿状脳症検査を除く。）の手数料		検査を除く。）		おいて「法」という。）第5条第1項または第31条第1項の規定に基づく家畜の検査（法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予察するためのものに限り、牛に係る伝達性海綿状脳症検査を除く。）の手数料		検査を除く。）	
		トリコモナス検査	1頭1回につき　250円			トリコモナス検査	1頭1回につき　260円
		肝てつ検査	1頭1回につき　230円			肝てつ検査	1頭1回につき　240円
		ヨーネ病検査（疑似患畜の再検査を除く。）	1頭1回につき　670円			ヨーネ病検査（疑似患畜の再検査を除く。）	1頭1回につき　680円
		牛海綿状脳症検査	1頭1回につき　4,300円			牛海綿状脳症検査	1頭1回につき　4,500円
	馬	伝染性貧血検査	1頭1回につき　1,300円		馬	伝染性貧血検査	1頭1回につき　1,370円
	鶏	ひな白痢検査	1羽1回につき　40円		鶏	ひな白痢検査	1羽1回につき　40円
	蜜蜂	腐蛆病検査	1蜂群1回につき　60円		蜜蜂	腐蛆病検査	1蜂群1回につき　60円
(2)　法第6条第1項または第31条第1項の規定に基づく家畜に対する投薬、	牛	炭疽予防注射	1頭1回につき　300円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
		気腫疽予防注射	1頭1回につき　450円			(削除)	(削除)
		流行性感冒予防注射（流行熱予防液を使用する場合に限る。）	1頭1回につき　400円			(削除)	(削除)

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧				新			
注射または薬浴の手数料		流行性感冒予防注射（イバラキ病予防液を使用する場合に限る。）	1頭1回につき　400円			（削除）	（削除）
		伝染性鼻気管炎予防注射	1頭1回につき　540円			（削除）	（削除）
		アカバネ病予防注射	1頭1回につき　1,050円			（削除）	（削除）
	馬	流行性脳炎予防注射	1頭1回につき　510円		（削除）	（削除）	（削除）
		炭疽予防注射	1頭1回につき　280円			（削除）	（削除）
	豚	豚コレラ予防注射	1頭1回につき　190円		（削除）	（削除）	（削除）
		豚丹毒予防注射	1頭1回につき　210円			（削除）	（削除）
		流行性脳炎予防注射	1頭1回につき　480円			（削除）	（削除）
	鶏	ニューカッスル予防注射（不活化ワクチンを使用する場合に限る。）	1羽1回につき　10円		（削除）	（削除）	（削除）
		ニューカッスル予防注射（生ワクチンを使用する場合に限る。）	1羽1回につき　5円			（削除）	（削除）
(3)　法第8条（法第31条第2項において準			1件につき　700円（家畜伝染	(2)　法第8条（法第31条第2項において準			1件につき　740円（家畜伝染

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧

用する場合を含む。）の規定に基づく家畜の検査（法第4条の2第3項の規定による検査および法第5条第1項の規定による監視伝染病の発生を予察するための検査を除く。）、注射、薬浴または投薬を行つた旨の証明書の交付の手数料	病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別記様式第10号の証明手帳に記入して証明する場合は、310円）

別表第46および別表第47　省略

別表第48

覚せい剤取締法に基づく事務手数料

区分	金額
(1)　覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号。以下この表において「法」という。）第3条第1項の規定に基づく覚せい剤施用機関の指定の申請に対する審査の手数料	円 1件につき　3,500
(2)　法第3条第1項の規定に基づく覚せい剤研究者の指定の申請に対する審査の手数料	同　3,600
(3)～(5)　省略	
(6)　法第30条の2の規定に基づく覚せい剤原料取扱者の指定の申請に対する審査の手数料	同　11,400
以下省略	

別表第49　省略

別表第50

宅地建物取引業法に基づく事務手数料

区分	金額

新

用する場合を含む。）の規定に基づく家畜の検査（法第4条の2第3項の規定による検査および法第5条第1項の規定による監視伝染病の発生を予察するための検査を除く。）、注射、薬浴または投薬を行つた旨の証明書の交付の手数料	病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別記様式第10号の証明手帳に記入して証明する場合は、330円）

別表第46および別表第47　省略

別表第48

覚せい剤取締法に基づく事務手数料

区分	金額
(1)　覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号。以下この表において「法」という。）第3条第1項の規定に基づく覚せい剤施用機関の指定の申請に対する審査の手数料	円 1件につき　3,700
(2)　法第3条第1項の規定に基づく覚せい剤研究者の指定の申請に対する審査の手数料	同　3,700
(3)～(5)　省略	
(6)　法第30条の2の規定に基づく覚せい剤原料取扱者の指定の申請に対する審査の手数料	同　11,700
以下省略	

別表第49　省略

別表第50

宅地建物取引業法に基づく事務手数料

区分	金額

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧		新	
(1)～(9)　省略		(1)～(9)　省略	
（新規）		(10)　宅地建物取引業者営業保証金規則(昭和32年法務省・建設省令第1号)第8条第1項の規定に基づく申出書の提出がなかつた旨の証明書の交付の手数料	同　530
（新規）		(11)　宅地建物取引業者営業保証金規則第8条第2項の規定に基づく申出に係る債権の総額に関する証明書の交付の手数料	同　530
（新規）		(12)　宅地建物取引業者営業保証金規則第10条の規定に基づく宅地建物取引業保証協会の社員となつたことを証する書面の交付の手数料	同　530
（新規）		(13)　宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金規則(昭和48年法務省・建設省令第2号)第5条第1号の規定に基づく宅地建物取引業保証協会の社員が社員の地位を失つた旨の証明書の交付の手数料	同　530
（新規）		(14)　宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金規則第5条第2号の規定に基づく宅地建物取引業保証協会の社員である旨の証明書の交付の手数料	同　530

別表第51

麻薬及び向精神薬取締法に基づく事務手数料

区分	金額
(1)　麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下この表において「法」という。）	円

別表第51

麻薬及び向精神薬取締法に基づく事務手数料

区分	金額
(1)　麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下この表において「法」という。）	円

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧		新	
第3条第1項の規定に基づく免許の申請に対する審査の手数料		第3条第1項の規定に基づく免許の申請に対する審査の手数料	
ア　麻薬卸売業者の免許の申請に係る審査	1件につき　14,400	ア　麻薬卸売業者の免許の申請に係る審査	1件につき　14,600
イ　麻薬小売業者の免許の申請に係る審査	同　3,700	イ　麻薬小売業者の免許の申請に係る審査	同　3,900
ウ　麻薬施用者の免許の申請に係る審査	同　3,700	ウ　麻薬施用者の免許の申請に係る審査	同　3,900
エ　麻薬管理者の免許の申請に係る審査	同　3,700	エ　麻薬管理者の免許の申請に係る審査	同　3,900
オ　麻薬研究者の免許の申請に係る審査	同　3,700	オ　麻薬研究者の免許の申請に係る審査	同　3,900
以下省略		以下省略	

別表第52

租税特別措置法に基づく事務手数料

区分	金額	区分	金額
(1)　租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イもしくは第63条第3項第5号イもしくは第68条の69第3項第5号イまたは第31条の2第2項第14号ハもしくは第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査の手数料	円	(1)　租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イもしくは第63条第3項第5号イもしくは第68条の69第3項第5号イまたは第31条の2第2項第14号ハもしくは第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査の手数料	円
ア　造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合	1件につき　120,000	ア　造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合	1件につき　130,000
イ　造成宅地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合	同　180,000	イ　造成宅地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合	同　190,000
ウ　造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合	同　240,000	ウ　造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合	同　250,000
エ　造成宅地の面積が1ヘクタール以上3ヘ	同　350,000	エ　造成宅地の面積が1ヘクタール以上3ヘ	同　370,000

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧		新	
クタール未満の場合		クタール未満の場合	
オ　造成宅地の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合	同　460,000	オ　造成宅地の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合	同　480,000
カ　造成宅地の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合	同　600,000	カ　造成宅地の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合	同　630,000
キ　造成宅地の面積が10ヘクタール以上の場合	同　790,000	キ　造成宅地の面積が10ヘクタール以上の場合	同　830,000
(2)　租税特別措置法第28条の4第3項第6号もしくは第63条第3項第6号もしくは第68条の69第3項第6号または第31条の2第2項第15号ニもしくは第62条の3第4項第15号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査の手数料		(2)　租税特別措置法第28条の4第3項第6号もしくは第63条第3項第6号もしくは第68条の69第3項第6号または第31条の2第2項第15号ニもしくは第62条の3第4項第15号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査の手数料	
ア　新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下の場合	同　5,800	ア　新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下の場合	同　5,500
イ　新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下の場合	同　7,700	イ　新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下の場合	同　7,500
ウ　省略		ウ　省略	
エ　新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の場合	同　33,000	エ　新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の場合	同　35,000
オ　新築住宅の床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下の場合	同　41,000	オ　新築住宅の床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下の場合	同　43,000
カ　新築住宅の床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合	同　55,000	カ　新築住宅の床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合	同　58,000

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧		新	
(3)　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号。以下この項において「平成10年改正措置法」という。）附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる平成10年改正措置法第1条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「旧租税特別措置法」という。）第63条の2第3項第2号に規定する住宅の新築が良質な住宅の供給に寄与するものであることについての認定または平成10年改正措置法附則第20条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる旧租税特別措置法第63条の2第3項第2号に規定する住宅の新築が良質な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査の手数料		(3)　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号。以下この項において「平成10年改正措置法」という。）附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる平成10年改正措置法第1条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「旧租税特別措置法」という。）第63条の2第3項第2号に規定する住宅の新築が良質な住宅の供給に寄与するものであることについての認定または平成10年改正措置法附則第20条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる旧租税特別措置法第63条の2第3項第2号に規定する住宅の新築が良質な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査の手数料	
ア　新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下の場合	同　5,800	ア　新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下の場合	同　5,500
イ　新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下の場合	同　7,700	イ　新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下の場合	同　7,500
ウ　省略		ウ　省略	
エ　新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の場合	同　33,000	エ　新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の場合	同　35,000
オ　新築住宅の床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下の場合	同　41,000	オ　新築住宅の床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下の場合	同　43,000

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧		新	
カ　新築住宅の床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合	同　55,000	カ　新築住宅の床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合	同　58,000
以下省略		以下省略	

別表第53

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額
(1)　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この表において「法」という。）第4条第1項の規定に基づく薬局開設の許可の申請に対する審査の手数料	28,000円
(2)　省略	
(3)　法第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の申請に対する審査の手数料	
ア　店舗販売業の許可の申請に係る審査	28,000円
イ　配置販売業の許可の申請に係る審査	28,000円
ウ　卸売販売業の許可の申請に係る審査	28,000円
エ　動物用医薬品販売業の許可に係る審査	28,600円
(4)　法第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査の手数料	
ア～ウ　省略	
エ　動物用医薬品販売業の許可の更新の申請に係る審査	10,500円
オおよびカ　省略	

別表第53

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額
(1)　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この表において「法」という。）第4条第1項の規定に基づく薬局開設の許可の申請に対する審査の手数料	29,000円
(2)　省略	
(3)　法第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の申請に対する審査の手数料	
ア　店舗販売業の許可の申請に係る審査	29,000円
イ　配置販売業の許可の申請に係る審査	29,000円
ウ　卸売販売業の許可の申請に係る審査	29,000円
エ　動物用医薬品販売業の許可に係る審査	29,500円
(4)　法第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査の手数料	
ア～ウ　省略	
エ　動物用医薬品販売業の許可の更新の申請に係る審査	10,400円
オおよびカ　省略	

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧		新	
(5)～(8)の4　省略		(5)～(8)の4　省略	
(9)　法第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業または貸与業の許可の申請に対する審査の手数料	28,000円	(9)　法第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業または貸与業の許可の申請に対する審査の手数料	29,000円
(10)　省略		(10)　省略	
(10)の2　法第40条の5第1項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の申請に対する審査の手数料	28,000円	(10)の2　法第40条の5第1項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の申請に対する審査の手数料	29,000円
(10)の3～(16)の3　省略		(10)の3～(16)の3　省略	
(17)　政令第80条第1項第1号または第2項第1号の規定に基づく法第12条第1項に規定する製造販売業の許可の申請に対する審査の手数料		(17)　政令第80条第1項第1号または第2項第1号の規定に基づく法第12条第1項に規定する製造販売業の許可の申請に対する審査の手数料	
ア　省略		ア　省略	
イ　第二種医薬品製造販売業許可である場合（ウに掲げる場合を除く。）	131,800円	イ　第二種医薬品製造販売業許可である場合（ウに掲げる場合を除く。）	131,900円
ウ　薬局製造販売医薬品の製造販売に係る許可である場合	6,200円	ウ　薬局製造販売医薬品の製造販売に係る許可である場合	6,300円
エ　医薬部外品製造販売業許可である場合（オに掲げる場合を除く。）	130,700円	エ　医薬部外品製造販売業許可である場合（オに掲げる場合を除く。）	131,000円
オ　特別審査対象外医薬部外品（政令第20条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が指定した医薬部外品以外の医薬部外品をいう。以下この表において同じ。）の製造販売に係る許可である場合	58,600円	オ　特別審査対象外医薬部外品（政令第20条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が指定した医薬部外品以外の医薬部外品をいう。以下この表において同じ。）の製造販売に係る許可である場合	58,900円
カ　化粧品製造販売業許可である場合	58,600円	カ　化粧品製造販売業許可である場合	58,900円
(18)　政令第80条第1項第1号または第2項第1号		(18)　政令第80条第1項第1号または第2項第1号	

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧		新	
の規定に基づく法第12条第1項に規定する製造販売業の許可の更新の申請に対する審査の手数料		の規定に基づく法第12条第1項に規定する製造販売業の許可の更新の申請に対する審査の手数料	
ア　省略		ア　省略	
イ　第二種医薬品製造販売業許可の更新である場合（ウに掲げる場合を除く。）	114,800円	イ　第二種医薬品製造販売業許可の更新である場合（ウに掲げる場合を除く。）	114,900円
ウ　省略		ウ　省略	
エ　医薬部外品製造販売業許可の更新である場合（オに掲げる場合を除く。）	115,400円	エ　医薬部外品製造販売業許可の更新である場合（オに掲げる場合を除く。）	115,600円
オ　特別審査対象外医薬部外品の製造販売に係る許可の更新である場合	47,000円	オ　特別審査対象外医薬部外品の製造販売に係る許可の更新である場合	47,100円
カ　化粧品製造販売業許可の更新である場合	47,000円	カ　化粧品製造販売業許可の更新である場合	47,100円
(19)　政令第80条第1項第2号または第2項第3号の規定に基づく法第13条第1項に規定する製造業の許可の申請に対する審査の手数料		(19)　政令第80条第1項第2号または第2項第3号の規定に基づく法第13条第1項に規定する製造業の許可の申請に対する審査の手数料	
ア　無菌医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下この表において「規則」という。）第26条第1項第3号に規定する無菌医薬品をいう。以下この表において同じ。）の製造業に係る許可である場合（エに掲げる場合を除く。）	89,800円	ア　無菌医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下この表において「規則」という。）第26条第1項第3号に規定する無菌医薬品をいう。以下この表において同じ。）の製造業に係る許可である場合（エに掲げる場合を除く。）	90,000円
イ　一般医薬品（規則第26条第1項第1号から第3号までに掲げる医薬品以外の医薬品をいう。以下この表において同じ。）の製造業に係る許可である場合（ウおよびエに掲げる場合を除く。）	85,600円	イ　一般医薬品（規則第26条第1項第1号から第3号までに掲げる医薬品以外の医薬品をいう。以下この表において同じ。）の製造業に係る許可である場合（ウおよびエに掲げる場合を除く。）	85,800円

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧		新	
ウ　省略		ウ　省略	
エ　無菌医薬品または一般医薬品の製造工程のうち包装、表示または保管のみを行う製造業（以下この表において「医薬品包装等製造業」という。）に係る許可である場合	47,600円	エ　無菌医薬品または一般医薬品の製造工程のうち包装、表示または保管のみを行う製造業（以下この表において「医薬品包装等製造業」という。）に係る許可である場合	47,800円
オ　無菌医薬部外品（規則第26条第2項第1号に規定する無菌医薬部外品をいう。以下この表において同じ。）の製造業に係る許可である場合（キに掲げる場合を除く。）	85,200円	オ　無菌医薬部外品（規則第26条第2項第1号に規定する無菌医薬部外品をいう。以下この表において同じ。）の製造業に係る許可である場合（キに掲げる場合を除く。）	85,500円
カ　省略		カ　省略	
キ　医薬部外品の製造工程のうち包装、表示または保管のみを行う製造業（以下この表において「医薬部外品包装等製造業」という。）に係る許可である場合	33,500円	キ　医薬部外品の製造工程のうち包装、表示または保管のみを行う製造業（以下この表において「医薬部外品包装等製造業」という。）に係る許可である場合	33,700円
ク　省略		ク　省略	
ケ　化粧品の製造工程のうち包装、表示または保管のみを行う製造業（以下この表において「化粧品包装等製造業」という。）に係る許可である場合	33,500円	ケ　化粧品の製造工程のうち包装、表示または保管のみを行う製造業（以下この表において「化粧品包装等製造業」という。）に係る許可である場合	33,700円
(20)　政令第80条第1項第2号または第2項第3号の規定に基づく法第13条第1項に規定する製造業の許可の更新の申請に対する審査の手数料		(20)　政令第80条第1項第2号または第2項第3号の規定に基づく法第13条第1項に規定する製造業の許可の更新の申請に対する審査の手数料	
ア　無菌医薬品の製造業に係る許可の更新である場合（エに掲げる場合を除く。）	50,800円	ア　無菌医薬品の製造業に係る許可の更新である場合（エに掲げる場合を除く。）	51,100円
イ　一般医薬品の製造業に係る許可の更新である場合（ウおよびエに掲げる場合を除く。）	48,300円	イ　一般医薬品の製造業に係る許可の更新である場合（ウおよびエに掲げる場合を除く。）	48,500円
ウ　薬局製造販売医薬品の製造業に係る許可	5,400円	ウ　薬局製造販売医薬品の製造業に係る許可	5,700円

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧		新	
の更新である場合		の更新である場合	
エ　医薬品包装等製造業に係る許可の更新である場合	24,100円	エ　医薬品包装等製造業に係る許可の更新である場合	24,200円
オ　無菌医薬部外品の製造業に係る許可の更新である場合（キに掲げる場合を除く。）	47,900円	オ　無菌医薬部外品の製造業に係る許可の更新である場合（キに掲げる場合を除く。）	48,100円
カ～ケ　省略		カ～ケ　省略	
(21)　政令第80条第2項第3号の規定に基づく法第13条第6項に規定する許可の区分の変更または追加の許可の申請に対する審査の手数料		(21)　政令第80条第2項第3号の規定に基づく法第13条第6項に規定する許可の区分の変更または追加の許可の申請に対する審査の手数料	
ア　変更後の区分または追加する区分が無菌医薬品の製造業である場合（ウに掲げる場合を除く。）	81,000円	ア　変更後の区分または追加する区分が無菌医薬品の製造業である場合（ウに掲げる場合を除く。）	81,200円
イおよびウ　省略		イおよびウ　省略	
エ　変更後の区分または追加する区分が無菌医薬部外品の製造業である場合（カに掲げる場合を除く。）	77,000円	エ　変更後の区分または追加する区分が無菌医薬部外品の製造業である場合（カに掲げる場合を除く。）	77,300円
オ　変更後の区分または追加する区分が一般医薬部外品の製造業である場合（カに掲げる場合を除く。）	35,600円	オ　変更後の区分または追加する区分が一般医薬部外品の製造業である場合（カに掲げる場合を除く。）	35,700円
カ　変更後の区分または追加する区分が医薬部外品包装等製造業である場合	30,700円	カ　変更後の区分または追加する区分が医薬部外品包装等製造業である場合	30,800円
キ　変更後の区分が化粧品の製造業である場合（クに掲げる場合を除く。）	35,600円	キ　変更後の区分が化粧品の製造業である場合（クに掲げる場合を除く。）	35,700円
ク　変更後の区分が化粧品包装等製造業である場合	30,700円	ク　変更後の区分が化粧品包装等製造業である場合	30,800円
(22)　政令第80条第1項第1号または第2項第5号		(22)　政令第80条第1項第1号または第2項第5号	

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧		新	
の規定に基づく法第14条第1項に規定する製造販売の承認の申請に対する審査の手数料		の規定に基づく法第14条第1項に規定する製造販売の承認の申請に対する審査の手数料	
ア　医薬品に係る承認である場合（イに掲げる場合を除く。）	69,500円	ア　医薬品に係る承認である場合（イに掲げる場合を除く。）	69,700円
イおよびウ　省略		イおよびウ　省略	
(23)　政令第80条第1項第1号または第2項第5号の規定に基づく法第14条第9項に規定する製造販売の承認を受けた事項の変更の承認の申請に対する審査の手数料		(23)　政令第80条第1項第1号または第2項第5号の規定に基づく法第14条第9項に規定する製造販売の承認を受けた事項の変更の承認の申請に対する審査の手数料	
ア　医薬品に係る承認である場合（イに掲げる場合を除く。）	30,000円	ア　医薬品に係る承認である場合（イに掲げる場合を除く。）	30,100円
イ　省略		イ　省略	
ウ　医薬部外品に係る承認である場合	20,500円	ウ　医薬部外品に係る承認である場合	20,600円
(24)　政令第80条第2項第7号の規定に基づく法第14条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）または第80条第1項に規定する製造管理または品質管理の方法に係る承認または製造開始時の調査の手数料		(24)　政令第80条第2項第7号の規定に基づく法第14条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）または第80条第1項に規定する製造管理または品質管理の方法に係る承認または製造開始時の調査の手数料	
ア　製造所において行う製造管理または品質管理に係る調査である場合		ア　製造所において行う製造管理または品質管理に係る調査である場合	
（ア）　省略		（ア）　省略	
（イ）　一般医薬品に係る調査であるとき（（ウ）に掲げるときを除く。）。	28,600円	（イ）　一般医薬品に係る調査であるとき（（ウ）に掲げるときを除く。）。	28,800円
（ウ）　医薬品包装等製造業を行う者の当該製造工程の無菌医薬品または一般医薬品に係る調査であるとき。	13,200円	（ウ）　医薬品包装等製造業を行う者の当該製造工程の無菌医薬品または一般医薬品に係る調査であるとき。	13,400円

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧		新	
（エ）　省略		（エ）　省略	
（オ）　一般医薬部外品に係る調査であるとき（（カ）に掲げるときを除く。）。	28,600円	（オ）　一般医薬部外品に係る調査であるとき（（カ）に掲げるときを除く。）。	28,800円
（カ）　医薬部外品包装等製造業を行う者の当該製造工程の医薬部外品に係る調査であるとき。	13,200円	（カ）　医薬部外品包装等製造業を行う者の当該製造工程の医薬部外品に係る調査であるとき。	13,400円
イ　製造所以外の施設において行う無菌医薬品、一般医薬品または医薬部外品の試験検査に係る調査である場合	13,200円	イ　製造所以外の施設において行う無菌医薬品、一般医薬品または医薬部外品の試験検査に係る調査である場合	13,400円
(25)　省略		(25)　省略	
(25)の2　政令第80条第3項第1号の規定に基づく法第23条の2第1項に規定する製造販売業の許可の申請に対する審査の手数料		(25)の2　政令第80条第3項第1号の規定に基づく法第23条の2第1項に規定する製造販売業の許可の申請に対する審査の手数料	
ア　省略		ア　省略	
イ　第二種医療機器製造販売業許可である場合	130,700円	イ　第二種医療機器製造販売業許可である場合	131,000円
ウ　第三種医療機器製造販売業許可である場合	94,900円	ウ　第三種医療機器製造販売業許可である場合	95,000円
エ　体外診断用医薬品製造販売業許可である場合	130,700円	エ　体外診断用医薬品製造販売業許可である場合	131,000円
(25)の3　政令第80条第3項第1号の規定に基づく法第23条の2第1項に規定する製造販売業の許可の更新の申請に対する審査の手数料		(25)の3　政令第80条第3項第1号の規定に基づく法第23条の2第1項に規定する製造販売業の許可の更新の申請に対する審査の手数料	
ア　第一種医療機器製造販売業許可の更新である場合	138,000円	ア　第一種医療機器製造販売業許可の更新である場合	138,200円
イ　第二種医療機器製造販売業許可の更新で	115,400円	イ　第二種医療機器製造販売業許可の更新で	115,600円

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧		新	
ある場合		ある場合	
ウ　第三種医療機器製造販売業許可の更新である場合	70,000円	ウ　第三種医療機器製造販売業許可の更新である場合	70,100円
エ　体外診断用医薬品製造販売業許可の更新である場合	115,400円	エ　体外診断用医薬品製造販売業許可の更新である場合	115,600円
(25)の4　省略		(25)の4　省略	
(25)の5　政令第80条第3項第3号の規定に基づく法第23条の2の3第1項に規定する製造業の登録の更新の申請に対する審査の手数料	20,100円	(25)の5　政令第80条第3項第3号の規定に基づく法第23条の2の3第1項に規定する製造業の登録の更新の申請に対する審査の手数料	20,300円
(26)　政令第80条第3項第4号の規定に基づく法第40条の2第1項に規定する医療機器の修理業の許可の申請に対する審査の手数料	68,700円	(26)　政令第80条第3項第4号の規定に基づく法第40条の2第1項に規定する医療機器の修理業の許可の申請に対する審査の手数料	69,100円
(27)　政令第80条第3項第4号の規定に基づく法第40条の2第1項に規定する医療機器の修理業の許可の更新の申請に対する審査の手数料	47,600円	(27)　政令第80条第3項第4号の規定に基づく法第40条の2第1項に規定する医療機器の修理業の許可の更新の申請に対する審査の手数料	47,800円
(28)　政令第80条第3項第4号の規定に基づく法第40条の2第5項に規定する修理区分の変更または追加の許可の申請に対する審査の手数料	17,500円	(28)　政令第80条第3項第4号の規定に基づく法第40条の2第5項に規定する修理区分の変更または追加の許可の申請に対する審査の手数料	17,700円
(29)および(30)　省略		(29)および(30)　省略	
(31)　薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号）附則第3条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第1条の規定による改正前の薬事法施行令（昭和36年政令第11号。以下この表において「旧政令」という。）第45条第1項の規定に基づく医薬品の販売または授与の相手方の変更の許可証の	2,100円	（削除）	

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧		新	
書換え交付			
(32)　旧政令第46条第1項の規定に基づく医薬品の販売または授与の相手方の変更の許可証の再交付	3,000円	（削除）	

注　省略

別表第54

宅地造成等規制法に基づく事務手数料

区分	金額	区分	金額
(1)　宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査の手数料		(1)　宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査の手数料	
ア　切土または盛土をする土地の面積が500平方メートル以内のもの	10,000円	ア　切土または盛土をする土地の面積が500平方メートル以内のもの	9,500円
イ　切土または盛土をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	18,000円	イ　切土または盛土をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	17,000円
ウ　切土または盛土をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	27,000円	ウ　切土または盛土をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000円
エ　切土または盛土をする土地の面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	41,000円	エ　切土または盛土をする土地の面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	39,000円
オ　切土または盛土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	58,000円	オ　切土または盛土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	55,000円
カ　切土または盛土をする土地の面積が	90,000円	カ　切土または盛土をする土地の面積が	86,000円

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧		新	
10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの		10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	
キ　切土または盛土をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの	140,000円	キ　切土または盛土をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの	130,000円
ク　切土または盛土をする土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの	220,000円	ク　切土または盛土をする土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの	210,000円
ケ　切土または盛土をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの	290,000円	ケ　切土または盛土をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの	280,000円
コ　切土または盛土をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの	360,000円	コ　切土または盛土をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの	340,000円
(2)　宅地造成等規制法第12条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査の手数料	変更の許可の申請1件につき次に掲げる金額を合算した金額（当該合算した金額が360,000円を超えるときは、360,000円） ア　宅地造成に関する工事の設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、切土または盛土をする土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前	(2)　宅地造成等規制法第12条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査の手数料	変更の許可の申請1件につき次に掲げる金額を合算した金額（当該合算した金額が340,000円を超えるときは、340,000円） ア　宅地造成に関する工事の設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、切土または盛土をする土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧	新
の切土または盛土をする土地の面積、切土または盛土をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の切土または盛土をする土地の面積）に応じて(1)の項に定める金額に10分の1を乗じて得た金額 イ　新たな土地の切土または盛土をする土地への編入に係る宅地造成に関する工事の計画の変更については、新たに編入される切土または盛土をする土地の面積に応じて(1)の項に定める金額 ウ　その他の変更については、9,200円	の切土または盛土をする土地の面積、切土または盛土をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の切土または盛土をする土地の面積）に応じて(1)の項に定める金額に10分の1を乗じて得た金額 イ　新たな土地の切土または盛土をする土地への編入に係る宅地造成に関する工事の計画の変更については、新たに編入される切土または盛土をする土地の面積に応じて(1)の項に定める金額 ウ　その他の変更については、9,700円
注　省略	注　省略
別表第55　省略	別表第55　省略
（新規）	別表第55の2 砂利採取法に基づく事務手数料

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧

別表第56

都市計画法に基づく事務手数料

区分	金額
(1)　都市計画法（以下この表において「法」という。）第29条第1項または第2項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する	

新

区分	金額
(1)　砂利採取法（昭和43年法律第74号）第３条の規定に基づく砂利採取業者の登録の申請に対する審査の手数料	円 １件につき　18,900
(2)　砂利採取法第６条第１項第６号ロの規定に基づく認定の申請に対する審査の手数料	同　8,700
(3)　砂利採取法第15条第１項の規定に基づく砂利採取業務主任者試験の手数料	同　9,000
(4)　砂利採取法第16条の規定に基づく砂利の採取計画の認可の申請に対する審査の手数料	同　33,900
(5)　砂利採取法第20条第１項の規定に基づく砂利の採取計画の変更の認可の申請に対する審査の手数料	同　15,000
(6)　砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）第14条の規定に基づく砂利採取業務主任者試験合格証または砂利採取業務主任者認定証の再交付の手数料	同　580

別表第56

都市計画法に基づく事務手数料

区分	金額
(1)　都市計画法（以下この表において「法」という。）第29条第1項または第2項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する	

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧		新	
審査の手数料 ア　主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為である場合		審査の手数料 ア　主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為である場合	
（ア）　開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき。	7,800円	（ア）　開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき。	8,200円
（イ）　開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき。	20,000円	（イ）　開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき。	21,000円
（ウ）　開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき。	39,000円	（ウ）　開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき。	41,000円
（エ）　開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき。	78,000円	（エ）　開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき。	82,000円
（オ）　開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき。	120,000円	（オ）　開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき。	130,000円
（カ）　開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき。	160,000円	（カ）　開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき。	170,000円
（キ）　開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき。	200,000円	（キ）　開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき。	210,000円
（ク）　開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき。	270,000円	（ク）　開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき。	280,000円
イ　主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築または自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為である場合		イ　主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築または自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為である場合	

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧		新	
（ア）　開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき。	12,000円	（ア）　開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき。	13,000円
（イ）　開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき。	27,000円	（イ）　開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき。	28,000円
（ウ）　開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき。	59,000円	（ウ）　開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき。	62,000円
（エ）　開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき。	110,000円	（エ）　開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき。	120,000円
（オ）　開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき。	180,000円	（オ）　開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき。	190,000円
（カ）　開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき。	240,000円	（カ）　開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき。	250,000円
（キ）　開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき。	310,000円	（キ）　開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき。	330,000円
（ク）　開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき。	430,000円	（ク）　開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき。	450,000円
ウ　その他の場合		ウ　その他の場合	
（ア）　開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき。	78,000円	（ア）　開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき。	82,000円
（イ）　開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき。	120,000円	（イ）　開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき。	130,000円
（ウ）　開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき。	180,000円	（ウ）　開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき。	190,000円
（エ）　開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき。	240,000円	（エ）　開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき。	250,000円
（オ）　開発区域の面積が1ヘクタール	350,000円	（オ）　開発区域の面積が1ヘクタール	370,000円

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧		新	
以上3ヘクタール未満のとき。		以上3ヘクタール未満のとき。	
（カ）　開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき。	460,000円	（カ）　開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき。	480,000円
（キ）　開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき。	600,000円	（キ）　開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき。	630,000円
（ク）　開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき。	790,000円	（ク）　開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき。	830,000円
(2)　法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更の許可の申請に対する審査の手数料	変更の許可の申請1件につき次に掲げる金額を合算した金額（当該合算した金額が790,000円を超えるときは、790,000円） ア　開発行為に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積）に応じて(1)の項に定める金額に10分の1を乗じて得た金額 イ　新たな土地の開発区域への編入に係る法第30条第1項第1号から第4号まで	(2)　法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更の許可の申請に対する審査の手数料	変更の許可の申請1件につき次に掲げる金額を合算した金額（当該合算した金額が830,000円を超えるときは、830,000円） ア　開発行為に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積）に応じて(1)の項に定める金額に10分の1を乗じて得た金額 イ　新たな土地の開発区域への編入に係る法第30条第1項第1号から第4号まで

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧		新	
	に掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じて(1)の項に定める金額 ウ　その他の変更については、9,200円		に掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じて(1)の項に定める金額 ウ　その他の変更については、9,700円
(3)　法第41条第2項ただし書（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査の手数料	41,000円	(3)　法第41条第2項ただし書（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査の手数料	43,000円
(4)　法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査の手数料	23,000円	(4)　法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査の手数料	24,000円
(5)　法第43条の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査の手数料		(5)　法第43条の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査の手数料	
ア　敷地の面積が0.1ヘクタール未満の場合	6,000円	ア　敷地の面積が0.1ヘクタール未満の場合	6,300円
イ　敷地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合	16,000円	イ　敷地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合	17,000円
ウ　敷地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合	33,000円	ウ　敷地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合	35,000円
エ　敷地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合	60,000円	エ　敷地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合	63,000円
オ　敷地の面積が1ヘクタール以上の場合	83,000円	オ　敷地の面積が1ヘクタール以上の場合	87,000円
(6)　法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査の手数料		(6)　法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査の手数料	

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧		新	
ア　承認の申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うものまたは主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築もしくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであつて開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合	1,600円	ア　承認の申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うものまたは主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築もしくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであつて開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合	1,700円
イ　承認の申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務もしくは自己の業務の用に供するものの建築または自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであつて開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合	2,400円	イ　承認の申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務もしくは自己の業務の用に供するものの建築または自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであつて開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合	2,500円
ウ　承認の申請をする者が行おうとする開発行為がアおよびイに規定するもの以外のものである場合	16,000円	ウ　承認の申請をする者が行おうとする開発行為がアおよびイに規定するもの以外のものである場合	17,000円
(7)　法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付の手数料	用紙1枚につき　410円	(7)　法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付の手数料	用紙1枚につき　420円
(8)　都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定に基づく開発行為または建築に関する証明書の交付の申請に対する審査の手数料	1件につき　3,900円	(8)　都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定に基づく開発行為または建築に関する証明書の交付の申請に対する審査の手数料	1件につき　4,100円
注　省略		注　省略	

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧	新
別表第57～別表第61　省略	別表第57～別表第61　省略
別表第62	別表第62
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく事務手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額
(1)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下この表において「法」という。）第8条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査の手数料	円
ア　法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に係る審査	1件につき　127,000
イ　その他の一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に係る審査	同　107,000
(2)　法第9条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査の手数料	
ア　法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に係る審査	同　118,000
イ　その他の一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に係る審査	同　97,000
(2)の2および(2)の3　省略	
(3)　法第9条の5第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の譲受けまたは借受けの許可の申請に対する審査の手数料	同　91,000

区分	金額
(1)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下この表において「法」という。）第8条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査の手数料	円
ア　法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に係る審査	1件につき　130,000
イ　その他の一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に係る審査	同　110,000
(2)　法第9条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査の手数料	
ア　法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に係る審査	同　120,000
イ　その他の一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に係る審査	同　100,000
(2)の2および(2)の3　省略	
(3)　法第9条の5第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の譲受けまたは借受けの許可の申請に対する審査の手数料	同　94,000

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧		新	
(4)　法第9条の6第1項の規定に基づく許可施設設置者である法人の合併または分割の認可の申請に対する審査の手数料	同　91,000	(4)　法第9条の6第1項の規定に基づく許可施設設置者である法人の合併または分割の認可の申請に対する審査の手数料	同　94,000
(4)の2～(18)の3　省略		(4)の2～(18)の3　省略	
(19)　法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の譲受けまたは借受けの許可の申請に対する審査の手数料	同　91,000	(19)　法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の譲受けまたは借受けの許可の申請に対する審査の手数料	同　94,000
(20)　法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定に基づく許可施設設置者である法人の合併または分割の認可の申請に対する審査の手数料	同　91,000	(20)　法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定に基づく許可施設設置者である法人の合併または分割の認可の申請に対する審査の手数料	同　94,000
(21)　法第20条の2第1項の規定に基づく廃棄物再生事業者の登録の申請に対する審査の手数料	同　39,000	(21)　法第20条の2第1項の規定に基づく廃棄物再生事業者の登録の申請に対する審査の手数料	同　40,000

別表第63

計量法に基づく事務手数料

1　計量法第19条第１項の規定に基づく特定計量器（質量計に限る。）の定期検査の手数料

区分		金額
非自動はかり	(1)　検出部が電気式のものまたは光電式のもの（ひよう量が1トン以下のものに限る。）	円
	ア　ひよう量が100キログラム以下のもの	1個につき　1,400
	イ　ひよう量が100キログラムを	同　1,700

別表第63

計量法に基づく事務手数料

1　計量法第19条第１項の規定に基づく特定計量器（質量計に限る。）の定期検査の手数料

区分		金額
非自動はかり	(1)　検出部が電気式のものまたは光電式のもの（ひよう量が1トン以下のものに限る。）	円
	ア　ひよう量が100キログラム以下のもの	1個につき　1,500
	イ　ひよう量が100キログラムを	同　1,800

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧		新	
超え250キログラム以下のもの		超え250キログラム以下のもの	
ウ　ひよう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの	同　2,100	ウ　ひよう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの	同　2,200
エ　ひよう量が500キログラムを超えるもの	同　3,000	エ　ひよう量が500キログラムを超えるもの	同　3,200
(2)　棒はかりまたは光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	同　250	(2)　棒はかりまたは光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	同　260
(3)　その他のもの		(3)　その他のもの	
ア　ひよう量が100キログラム以下のもの	同　500	ア　ひよう量が100キログラム以下のもの	同　500
イ　ひよう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの	同　900	イ　ひよう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの	同　900
ウ　ひよう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの	同　1,500	ウ　ひよう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの	同　1,600
エ　ひよう量が500キログラムを超え1トン以下のもの	同　2,000	エ　ひよう量が500キログラムを超え1トン以下のもの	同　2,100
オ　ひよう量が1トンを超え2トン以下のもの	同　3,600	オ　ひよう量が1トンを超え2トン以下のもの	同　3,800
カ　ひよう量が2トンを超え5トン以下のもの	同　6,600	カ　ひよう量が2トンを超え5トン以下のもの	同　6,900
キ　ひよう量が5トンを超え10トン以下のもの	同　10,300	キ　ひよう量が5トンを超え10トン以下のもの	同　10,800
ク　ひよう量が10トンを超え20トン以下のもの	同　14,400	ク　ひよう量が10トンを超え20トン以下のもの	同　15,100
ケ　ひよう量が20トンを超え30	同　18,400	ケ　ひよう量が20トンを超え30	同　19,300

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧			新		
	トン以下のもの			トン以下のもの	
	コ　ひよう量が30トンを超え40トン以下のもの	同　20,800		コ　ひよう量が30トンを超え40トン以下のもの	同　21,800
	サ　ひよう量が40トンを超え50トン以下のもの	同　28,700		サ　ひよう量が40トンを超え50トン以下のもの	同　30,100
	シ　ひよう量が50トンを超えるもの	同　49,500		シ　ひよう量が50トンを超えるもの	同　52,000
分銅または定量おもりもしくは定量増おもり（以下単に「おもり」という。）		同　10	分銅または定量おもりもしくは定量増おもり（以下単に「おもり」という。）		同　10

注　省略

２　計量法第70条の規定に基づく特定計量器の検定の手数料

(1)　計量法第84条第１項の規定による型式承認の表示のあるものの検定

区分			金額
質量計	非自動はかり	(1)　検出部が電気式のものまたは光電式のもの（ひよう量が1トン以下のものに限る。）	円
		ア　ひよう量が30キログラム以下のもの	1個につき　1,050
		イ　ひよう量が30キログラムを超え100キ	同　1,300

注　省略

２　計量法第70条の規定に基づく特定計量器の検定の手数料

(1)　計量法第84条第１項の規定による型式承認の表示のあるものの検定

区分			金額
質量計	非自動はかり	(1)　検出部が電気式のものまたは光電式のもの（ひよう量が1トン以下のものに限る。）	円
		ア　ひよう量が30キログラム以下のもの	1個につき　1,100
		イ　ひよう量が30キログラムを超え100キ	同　1,370

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第2条関係）

旧				新			
		ログラム以下のもの				ログラム以下のもの	
		ウ　ひよう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの	同　1,640			ウ　ひよう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの	同　1,720
		エ　ひよう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの	同　2,040			エ　ひよう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの	同　2,140
		オ　ひよう量が500キログラムを超えるもの	同　2,290			オ　ひよう量が500キログラムを超えるもの	同　2,400
		(2)　棒はかりまたは光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの				(2)　棒はかりまたは光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	
		ア　ひよう量が10キログラム以下のもの	同　100			ア　ひよう量が10キログラム以下のもの	同　100
		イ　ひよう量が10キログラムを超えるもの	同　190			イ　ひよう量が10キログラムを超えるもの	同　200
		(3)　その他のもの				(3)　その他のもの	
		ア　ひよう量が5キログラム以下のもの	同　140			ア　ひよう量が5キログラム以下のもの	同　150
		イ　ひよう量が5キログラムを超え20キログラム以下のもの	同　180			イ　ひよう量が5キログラムを超え20キログラム以下のもの	同　190
		ウ　ひよう量が20キロ	同　240			ウ　ひよう量が20キロ	同　250

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧				新			
		グラムを超え50キログラム以下のもの				グラムを超え50キログラム以下のもの	
		エ　ひよう量が50キログラムを超え100キログラム以下のもの	同　330			エ　ひよう量が50キログラムを超え100キログラム以下のもの	同　350
		オ　ひよう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの	同　500			オ　ひよう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの	同　530
		カ　ひよう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの	同　860			カ　ひよう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの	同　900
		キ　ひよう量が500キログラムを超え1トン以下のもの	同　1,460			キ　ひよう量が500キログラムを超え1トン以下のもの	同　1,530
		ク　ひよう量が1トンを超え2トン以下のもの	同　2,360			ク　ひよう量が1トンを超え2トン以下のもの	同　2,480
		ケ　ひよう量が2トンを超え5トン以下のもの	同　5,940			ケ　ひよう量が2トンを超え5トン以下のもの	同　6,240
		コ　ひよう量が5トンを超え10トン以下のもの	同　7,470			コ　ひよう量が5トンを超え10トン以下のもの	同　7,840
		サ　ひよう量が10トンを超え20トン以下の	同　11,000			サ　ひよう量が10トンを超え20トン以下の	同　11,600

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧				新			
		もの				もの	
		シ　ひよう量が20トンを超え30トン以下のもの	同　13,700			シ　ひよう量が20トンを超え30トン以下のもの	同　14,400
		ス　ひよう量が30トンを超え40トン以下のもの	同　18,300			ス　ひよう量が30トンを超え40トン以下のもの	同　19,200
		セ　ひよう量が40トンを超え50トン以下のもの	同　20,700			セ　ひよう量が40トンを超え50トン以下のもの	同　21,700
		ソ　ひよう量が50トンを超えるもの	同　36,700			ソ　ひよう量が50トンを超えるもの	同　38,500
	分銅	(1)　表す質量が200グラム以下のもの	同　20		分銅	(1)　表す質量が200グラム以下のもの	同　20
		(2)　表す質量が200グラムを超えるもの	同　210			(2)　表す質量が200グラムを超えるもの	同　210
	おもり	(1)　質量が5キログラム以下のもの	同　20		おもり	(1)　質量が5キログラム以下のもの	同　20
		(2)　質量が5キログラムを超え20キログラム以下のもの	同　90			(2)　質量が5キログラムを超え20キログラム以下のもの	同　90
		(3)　質量が20キログラムを超えるもの	同　280			(3)　質量が20キログラムを超えるもの	同　290
温度計	ガラス製温度計（ベックマン温度計およ	(1)　計ることができる温度が零下5度以上105度以下のもの	同　60	温度計	ガラス製温度計（ベックマン温度計およ	(1)　計ることができる温度が零下5度以上105度以下のもの	同　60

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧				新			
	び体温計を除く。）	(2)　計ることができる温度が零下5度以上200度以下のもの	同　100		び体温計を除く。）	(2)　計ることができる温度が零下5度以上200度以下のもの	同　110
	抵抗体温計		同　120		抵抗体温計		同　120
体積計	水道メーター	(1)　口径が25ミリメートル以下のもの	同　90	体積計	水道メーター	(1)　口径が25ミリメートル以下のもの	同　90
		(2)　口径が25ミリメートルを超え40ミリメートル以下のもの	同　180			(2)　口径が25ミリメートルを超え40ミリメートル以下のもの	同　190
		(3)　口径が40ミリメートルを超え100ミリメートル以下のもの	同　1,260			(3)　口径が40ミリメートルを超え100ミリメートル以下のもの	同　1,320
		(4)　口径が100ミリメートルを超えるもの	同　1,790			(4)　口径が100ミリメートルを超えるもの	同　1,880
	燃料油メーター	(1)　使用最大流量が1リットル毎分以下のもの	同　570		燃料油メーター	(1)　使用最大流量が1リットル毎分以下のもの	同　600
		(2)　表示機構の最大指示量が50リットル以下のもの((1)に掲げるものを除く。)	同　1,550			(2)　表示機構の最大指示量が50リットル以下のもの((1)に掲げるものを除く。)	同　1,630
		(3)　その他のもの	同　2,050			(3)　その他のもの	同　2,150
	液化石油ガスメーター		同　6,400		液化石油ガスメーター		同　6,720
圧力計	アネロイド型圧力計	(1)　計ることができる最大の圧力が50メガパスカル以下のもの	同　100	圧力計	アネロイド型圧力計	(1)　計ることができる最大の圧力が50メガパスカル以下のもの	同　110

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧

		(2)　計ることができる最大の圧力が50メガパスカルを超え100メガパスカル以下のもの	同　470
		(3)　計ることができる最大の圧力が100メガパスカルを超えるもの	同　880
	アネロイド型血圧計		同　140

注　省略

(2)　計量法第84条第１項の規定による型式承認の表示のないものの検定

区分			金額
質量計	非自動はかり（機械式のもので、ばね式指示はかりおよび検出部が電気式のものを除く。）	(1)　ひよう量が5キログラム以下のもの	円 1個につき　160
		(2)　ひよう量が5キログラムを超え20キログラム以下のもの	同　190
		(3)　ひよう量が20キログラムを超え50キログラム以下のもの	同　260
		(4)　ひよう量が50キログラムを超え100キログラム以下のもの	同　340
		(5)　ひよう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの	同　530

新

		(2)　計ることができる最大の圧力が50メガパスカルを超え100メガパスカル以下のもの	同　490
		(3)　計ることができる最大の圧力が100メガパスカルを超えるもの	同　920
	アネロイド型血圧計		同　150

注　省略

(2)　計量法第84条第１項の規定による型式承認の表示のないものの検定

区分			金額
質量計	非自動はかり（機械式のもので、ばね式指示はかりおよび検出部が電気式のものを除く。）	(1)　ひよう量が5キログラム以下のもの	円 1個につき　170
		(2)　ひよう量が5キログラムを超え20キログラム以下のもの	同　200
		(3)　ひよう量が20キログラムを超え50キログラム以下のもの	同　270
		(4)　ひよう量が50キログラムを超え100キログラム以下のもの	同　360
		(5)　ひよう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの	同　560

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧				新			
		(6)　ひよう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの	同　960			(6)　ひよう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの	同　1,010
		(7)　ひよう量が500キログラムを超え1トン以下のもの	同　1,610			(7)　ひよう量が500キログラムを超え1トン以下のもの	同　1,690
		(8)　ひよう量が1トンを超え2トン以下のもの	同　2,770			(8)　ひよう量が1トンを超え2トン以下のもの	同　2,910
		(9)　ひよう量が2トンを超え5トン以下のもの	同　6,310			(9)　ひよう量が2トンを超え5トン以下のもの	同　6,630
		(10)　ひよう量が5トンを超え10トン以下のもの	同　8,070			(10)　ひよう量が5トンを超え10トン以下のもの	同　8,470
		(11)　ひよう量が10トンを超え20トン以下のもの	同　11,900			(11)　ひよう量が10トンを超え20トン以下のもの	同　12,500
		(12)　ひよう量が20トンを超え30トン以下のもの	同　14,700			(12)　ひよう量が20トンを超え30トン以下のもの	同　15,400
		(13)　ひよう量が30トンを超え40トン以下のもの	同　19,300			(13)　ひよう量が30トンを超え40トン以下のもの	同　20,300
		(14)　ひよう量が40トンを超え50トン以下のもの	同　21,700			(14)　ひよう量が40トンを超え50トン以下のもの	同　22,800
		(15)　ひよう量が50トンを超えるもの	同　37,800			(15)　ひよう量が50トンを超えるもの	同　39,700
	分銅	(1)　表す質量が200グラム以下のもの	同　20		分銅	(1)　表す質量が200グラム以下のもの	同　20
		(2)　表す質量が200グラムを超えるもの	同　220			(2)　表す質量が200グラムを超えるもの	同　220

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧

	おもり	(1)　質量が5キログラム以下のもの	同　20
		(2)　質量が5キログラムを超え20キログラム以下のもの	同　90
		(3)　質量が20キログラムを超えるもの	同　290
温度計	ガラス製温度計（ベックマン温度計および体温計を除く。）	(1)　計ることができる温度が零下5度以上105度以下のもの	同　70
		(2)　計ることができる温度が零下5度以上200度以下のもの	同　110
圧力計	アネロイド型血圧計（電気式の血圧計を除く。）		同　150

注　省略

(3)　計量法施行令（平成５年政令第329号）附則第９条第２項に規定する特定計量器の検定

区分			金額
体積計	燃料油メーター	(1)　積算式ガソリン量器 ア　最大指示量が50リットル以下のもの	円 1個につき　1,550
		イ　最大指示量が50リッ	同　2,050

新

	おもり	(1)　質量が5キログラム以下のもの	同　20
		(2)　質量が5キログラムを超え20キログラム以下のもの	同　100
		(3)　質量が20キログラムを超えるもの	同　300
温度計	ガラス製温度計（ベックマン温度計および体温計を除く。）	(1)　計ることができる温度が零下5度以上105度以下のもの	同　70
		(2)　計ることができる温度が零下5度以上200度以下のもの	同　120
圧力計	アネロイド型血圧計（電気式の血圧計を除く。）		同　160

注　省略

(3)　計量法施行令（平成５年政令第329号）附則第９条第２項に規定する特定計量器の検定

区分			金額
体積計	燃料油メーター	(1)　積算式ガソリン量器 ア　最大指示量が50リットル以下のもの	円 1個につき　1,630
		イ　最大指示量が50リッ	同　2,150

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧			
		トルを超えるもの	
		(2)　(1)に掲げるもの以外のもの ア　口径が30ミリメートル以下のもの	同　2,420
		イ　口径が30ミリメートルを超えるもの	同　3,250
	液化石油ガスメーター		同　6,400
圧力計	アネロイド型圧力計	(1)　計ることができる最大の圧力が50メガパスカル以下のもの	同　100
		(2)　計ることができる最大の圧力が50メガパスカルを超え100メガパスカル以下のもの	同　490
		(3)　計ることができる最大の圧力が100メガパスカルを超えるもの	同　950

注　省略

３　計量法第102条第１項の規定に基づく基準器検査の手数料

区分			金額
長さ計	タクシーメーター装置検査用基準器		13,200円
質量計	基準台手動はかり（ひよう量が5トン以下のもの	(1)　ひよう量が1キログラム以下のもの	3,210円
		(2)　ひよう量が1キログ	5,000円

新			
		トルを超えるもの	
		(2)　(1)に掲げるもの以外のもの ア　口径が30ミリメートル以下のもの	同　2,540
		イ　口径が30ミリメートルを超えるもの	同　3,410
	液化石油ガスメーター		同　6,720
圧力計	アネロイド型圧力計	(1)　計ることができる最大の圧力が50メガパスカル以下のもの	同　110
		(2)　計ることができる最大の圧力が50メガパスカルを超え100メガパスカル以下のもの	同　520
		(3)　計ることができる最大の圧力が100メガパスカルを超えるもの	同　940

注　省略

３　計量法第102条第１項の規定に基づく基準器検査の手数料

区分			金額
長さ計	タクシーメーター装置検査用基準器		13,900円
質量計	基準台手動はかり（ひよう量が5トン以下のもの	(1)　ひよう量が1キログラム以下のもの	3,370円
		(2)　ひよう量が1キログ	5,250円

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧				新			
	であつて、かつ、目量または感量がひよう量の20,000分の1以上のものに限る。）	ラムを超え10キログラム以下のもの			であつて、かつ、目量または感量がひよう量の20,000分の1以上のものに限る。）	ラムを超え10キログラム以下のもの	
		(3)　ひよう量が10キログラムを超え50キログラム以下のもの	7,450円			(3)　ひよう量が10キログラムを超え50キログラム以下のもの	7,820円
		(4)　ひよう量が50キログラムを超え200キログラム以下のもの	10,000円			(4)　ひよう量が50キログラムを超え200キログラム以下のもの	10,500円
		(5)　ひよう量が200キログラムを超え500キログラム以下のもの	13,100円			(5)　ひよう量が200キログラムを超え500キログラム以下のもの	13,800円
		(6)　ひよう量が500キログラムを超えるもの	13,100円に500キログラムを超えるごとに6,700円を加算した金額			(6)　ひよう量が500キログラムを超えるもの	13,800円に500キログラムを超えるごとに6,710円を加算した金額
	一級基準分銅	(1)　表す質量が200グラム以下のもの	3,190円		一級基準分銅	(1)　表す質量が200グラム以下のもの	3,350円
		(2)　表す質量が200グラムを超えるもの	7,880円			(2)　表す質量が200グラムを超えるもの	8,270円
	二級基準分銅	(1)　表す質量が5キログラム以下のもの	640円		二級基準分銅	(1)　表す質量が5キログラム以下のもの	670円
		(2)　表す質量が5キログラムを超え50キログラム以下のもの	780円			(2)　表す質量が5キログラムを超え50キログラム以下のもの	820円
		(3)　表す質量が50キログラムを超えるもの	8,780円			(3)　表す質量が50キログラムを超えるもの	9,220円
	三級基準分銅	(1)　表す質量が5キログ	480円		三級基準分銅	(1)　表す質量が5キログ	500円

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧

		ラム以下のもの	
		(2)　表す質量が5キログラムを超え50キログラム以下のもの	650円
		(3)　表す質量が50キログラムを超えるもの	7,090円
体積計	液体基準タンク	燃料油メーター検査用のもの（全量が25リットル以下のものに限る。）	13,600円

注　省略

4　計量法第116条第１項の規定に基づく計量証明検査の手数料

区分			金額
質量計	非自動はかり	(1)　検出部が電気式のものまたは光電式のもの（ひよう量が1トン以下のものに限る。）	円
		ア　ひよう量が100キログラム以下のもの	1個につき　1,400
		イ　ひよう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの	同　1,700
		ウ　ひよう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの	同　2,100
		エ　ひよう量が500キログラムを超えるもの	同　3,000

新

		ラム以下のもの	
		(2)　表す質量が5キログラムを超え50キログラム以下のもの	680円
		(3)　表す質量が50キログラムを超えるもの	7,370円
体積計	液体基準タンク	燃料油メーター検査用のもの（全量が25リットル以下のものに限る。）	14,300円

注　省略

4　計量法第116条第１項の規定に基づく計量証明検査の手数料

区分			金額
質量計	非自動はかり	(1)　検出部が電気式のものまたは光電式のもの（ひよう量が1トン以下のものに限る。）	円
		ア　ひよう量が100キログラム以下のもの	1個につき　1,500
		イ　ひよう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの	同　1,800
		ウ　ひよう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの	同　2,200
		エ　ひよう量が500キログラムを超えるもの	同　3,200

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧				新			
		(2)　棒はかりまたは光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	同　250			(2)　棒はかりまたは光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	同　260
		(3)　その他のもの				(3)　その他のもの	
		ア　ひよう量が100キログラム以下のもの	同　500			ア　ひよう量が100キログラム以下のもの	同　500
		イ　ひよう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの	同　900			イ　ひよう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの	同　900
		ウ　ひよう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの	同　1,500			ウ　ひよう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの	同　1,600
		エ　ひよう量が500キログラムを超え1トン以下のもの	同　2,000			エ　ひよう量が500キログラムを超え1トン以下のもの	同　2,100
		オ　ひよう量が1トンを超え2トン以下のもの	同　3,600			オ　ひよう量が1トンを超え2トン以下のもの	同　3,800
		カ　ひよう量が2トンを超え5トン以下のもの	同　6,600			カ　ひよう量が2トンを超え5トン以下のもの	同　6,900
		キ　ひよう量が5トンを超え10トン以下のもの	同　10,300			キ　ひよう量が5トンを超え10トン以下のもの	同　10,800
		ク　ひよう量が10トンを超え20トン以下のもの	同　14,400			ク　ひよう量が10トンを超え20トン以下のもの	同　15,100
		ケ　ひよう量が20トンを超え30トン以下のもの	同　18,400			ケ　ひよう量が20トンを超え30トン以下のもの	同　19,300

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧				新			
		コ　ひよう量が30トンを超え40トン以下のもの	同　20,800			コ　ひよう量が30トンを超え40トン以下のもの	同　21,800
		サ　ひよう量が40トンを超え50トン以下のもの	同　28,700			サ　ひよう量が40トンを超え50トン以下のもの	同　30,100
		シ　ひよう量が50トンを超えるもの	同　49,500			シ　ひよう量が50トンを超えるもの	同　52,000
	おもり		同　10		おもり		同　10
環境計量器	騒音計	(1)　使用最大周波数が8,000ヘルツ以下のもの	同　22,200	環境計量器	騒音計	(1)　使用最大周波数が8,000ヘルツ以下のもの	同　23,300
		(2)　使用最大周波数が8,000ヘルツを超えるもの	同　35,800			(2)　使用最大周波数が8,000ヘルツを超えるもの	同　37,600
	振動レベル計		同　31,700		振動レベル計		同　33,000
	濃度計	(1)　ジルコニア式酸素濃度計	同　92,000		濃度計	(1)　ジルコニア式酸素濃度計	同　95,400
		(2)　磁気式酸素濃度計	同　92,000			(2)　磁気式酸素濃度計	同　95,400
		(3)　溶液導電率式二酸化硫黄濃度計	同　120,200			(3)　溶液導電率式二酸化硫黄濃度計	同　125,600
		(4)　紫外線式二酸化硫黄濃度計	同　91,500			(4)　紫外線式二酸化硫黄濃度計	同　94,800
		(5)　紫外線式窒素酸化物濃度計	同　101,900			(5)　紫外線式窒素酸化物濃度計	同　105,900
		(6)　非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計	同　96,700			(6)　非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計	同　100,400
		(7)　非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計	同　110,700			(7)　非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計	同　115,400

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧

		(8)　非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計	同　97,600
		(9)　化学発光式窒素酸化物濃度計	同　104,000
		(10)　ガラス電極式水素イオン濃度指示計	同　25,000

注　省略

5　その他計量法に基づく事務手数料

区分	金額
(1)　計量法第17条第1項の規定に基づく指定製造者の指定の申請に対する審査の手数料	円 1件につき　153,000
(2)　省略	
(3)　計量法第91条第2項の規定に基づく指定製造事業者の指定の検査の手数料	同　402,900
(4)　計量法第107条の規定に基づく計量証明事業の登録の申請に対する審査の手数料	同　52,800
(5)　計量法第115条の規定に基づく計量証明事業の登録証の訂正または再交付の申請に対する審査の手数料	同　1,810
(6)　計量法第115条の規定に基づく計量証明事業登録簿の謄本の交付の手数料	同　720
(7)　計量法第115条の規定に基づく計量証明事業登録簿の閲覧の手数料	同　340
(8)　計量法第127条第1項の規定に基づく適正計量管理事業所の指定の手数料	同　2,510
(9)　計量法第127条第3項の規定に基づく適正	同　7,240

新

		(8)　非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計	同　101,400
		(9)　化学発光式窒素酸化物濃度計	同　108,200
		(10)　ガラス電極式水素イオン濃度指示計	同　26,300

注　省略

5　その他計量法に基づく事務手数料

区分	金額
(1)　計量法第17条第1項の規定に基づく指定製造者の指定の申請に対する審査の手数料	円 1件につき　160,700
(2)　省略	
(3)　計量法第91条第2項の規定に基づく指定製造事業者の指定の検査の手数料	同　423,000
(4)　計量法第107条の規定に基づく計量証明事業の登録の申請に対する審査の手数料	同　55,400
(5)　計量法第115条の規定に基づく計量証明事業の登録証の訂正または再交付の申請に対する審査の手数料	同　1,890
(6)　計量法第115条の規定に基づく計量証明事業登録簿の謄本の交付の手数料	同　760
(7)　計量法第115条の規定に基づく計量証明事業登録簿の閲覧の手数料	同　360
(8)　計量法第127条第1項の規定に基づく適正計量管理事業所の指定の手数料	同　2,640
(9)　計量法第127条第3項の規定に基づく適正	同　7,600

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧

計量管理事業所の指定に係る検査の手数料	
(10)　主任計量者の認定試験の手数料	同　1,320

注　省略

別表第63の２

介護保険法に基づく事務手数料

区分	金額
(1)　介護保険法（以下この表において「法」という。）第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の手数料	円 1件につき　6,600
(2)　法第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修の受講料	1時間につき　470
(3)　法第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員の登録の申請に対する審査の手数料	1件につき　2,700
(4)～(6)　省略	
(7)　法第69条の7第1項の規定に基づく介護支援専門員証の再交付の手数料	同　1,050
(8)　法第69条の7第2項の規定に基づく介護支援専門員証の交付を受けようとする者に対する研修の受講料	1時間につき　470
(9)　法第69条の8第2項の規定に基づく更新研修または同項ただし書の規定に基づき更新研修の課程に相当するものとして指定された研修の受講料	同　470
(10)　法第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の申請に対する審査	1件につき　59,000

新

計量管理事業所の指定に係る検査の手数料	
(10)　主任計量者の認定試験の手数料	同　1,390

注　省略

別表第63の２

介護保険法に基づく事務手数料

区分	金額
(1)　介護保険法（以下この表において「法」という。）第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の手数料	円 1件につき　6,910
(2)　法第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修の受講料	1時間につき　480
(3)　法第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員の登録の申請に対する審査の手数料	1件につき　2,710
(4)～(6)　省略	
(7)　法第69条の7第1項の規定に基づく介護支援専門員証の再交付の手数料	同　1,060
(8)　法第69条の7第2項の規定に基づく介護支援専門員証の交付を受けようとする者に対する研修の受講料	1時間につき　480
(9)　法第69条の8第2項の規定に基づく更新研修または同項ただし書の規定に基づき更新研修の課程に相当するものとして指定された研修の受講料	同　480
(10)　法第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の申請に対する審査	1件につき　58,000

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧

の手数料	
(11)～(13)　省略	
(14)　介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第2号に掲げる主任介護支援専門員更新研修の受講料	1時間につき　470

別表第64　省略

別表第64の２

使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額
(1)　使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下この表において「法」という。）第42条第1項の規定に基づく引取業の登録の申請に対する審査の手数料	円 1件につき　5,300
(2)　法第42条第2項の規定に基づく引取業の登録の更新の申請に対する審査の手数料	同　3,500
(3)　法第53条第1項の規定に基づくフロン類回収業の登録の申請に対する審査の手数料	同　5,900
(4)　法第53条第2項の規定に基づくフロン類回収業の登録の更新の申請に対する審査の手数料	同　3,800
以下省略	

別表第65～別表第66　省略

別表第67

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額

新

の手数料	
(11)～(13)　省略	
(14)　介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第2号に掲げる主任介護支援専門員更新研修の受講料	1時間につき　480

別表第64　省略

別表第64の２

使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額
(1)　使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下この表において「法」という。）第42条第1項の規定に基づく引取業の登録の申請に対する審査の手数料	円 1件につき　5,600
(2)　法第42条第2項の規定に基づく引取業の登録の更新の申請に対する審査の手数料	同　3,600
(3)　法第53条第1項の規定に基づくフロン類回収業の登録の申請に対する審査の手数料	同　6,000
(4)　法第53条第2項の規定に基づくフロン類回収業の登録の更新の申請に対する審査の手数料	同　4,000
以下省略	

別表第65～別表第66　省略

別表第67

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧			新		
	新築	増築または改築		新築	増築または改築
(1)　長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の手数料			(1)　長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の手数料		
ア　法第6条第2項の規定による申出がない場合			ア　法第6条第2項の規定による申出がない場合		
（ア）　建築しようとする住宅（法第2条第1項に規定する住宅をいう。以下この表において同じ。）が一戸建て住宅のとき			（ア）　建築しようとする住宅（法第2条第1項に規定する住宅をいう。以下この表において同じ。）が一戸建て住宅のとき		
a　床面積の合計が100平方メートル以内のもの	44,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、16,000円）	69,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、26,000円）	a　床面積の合計が100平方メートル以内のもの	46,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、17,000円）	70,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、25,000円）
b　床面積の合計が100平方メートルを超え200	66,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、24,000円）	103,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、38,000円）	b　床面積の合計が100平方メートルを超え200	69,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、25,000円）	105,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、38,000円）

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧			新		
平方メートル以内のもの			平方メートル以内のもの		
c　床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	89,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、33,000円）	138,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、52,000円）	c　床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	93,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、35,000円）	140,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、51,000円）
（イ）　建築しようとする住宅が共同住宅または長屋住宅のとき	aに掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じて定める金額に、bに掲げる認定を受けようとする住戸の床面積の合計の区分に応じて定める金額を加算した金額	aに掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じて定める金額に、bに掲げる認定を受けようとする住戸の床面積の合計の区分に応じて定める金額を加算した金額	（イ）　建築しようとする住宅が共同住宅または長屋住宅のとき	aに掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じて定める金額に、bに掲げる認定を受けようとする住戸の床面積の合計の区分に応じて定める金額を加算した金額	aに掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じて定める金額に、bに掲げる認定を受けようとする住戸の床面積の合計の区分に応じて定める金額を加算した金額
a　建築物の床面積の合計の区分に応じて定める金額			a　建築物の床面積の合計の区分に応じて定める金額		
(a)　床面積の合計が500平方メートル以内のもの	60,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、16,000円）	94,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、26,000円）	(a)　床面積の合計が500平方メートル以内のもの	63,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、17,000円）	97,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、26,000円）
(b)　床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以	96,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、26,000円）	148,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、40,000円）	(b)　床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以	101,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、27,000円）	153,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、40,000円）

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧			新		
内のもの			内のもの		
(c) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	201,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、52,000円）	311,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、80,000円）	(c) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	211,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、55,000円）	321,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、82,000円）
(d) 床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	350,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、79,000円）	542,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、122,000円）	(d) 床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	368,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、83,000円）	560,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、124,000円）
(e) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	611,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、116,000円）	945,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、181,000円）	(e) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	642,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、122,000円）	976,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、184,000円）
(f) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1,125,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、211,000円）	1,741,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、328,000円）	(f) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1,181,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、222,000円）	1,798,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、334,000円）
(g) 床面積の合計が20,000	1,630,000円（評価書面の添付がなされたもの	2,522,000円（評価書面の添付がなされたものにあ	(g) 床面積の合計が20,000	1,712,000円（評価書面の添付がなされたもの	2,605,000円（評価書面の添付がなされたものにあ

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧			新		
平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	にあつては、294,000円）	つては、457,000円）	平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	にあつては、309,000円）	つては、466,000円）
(h) 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	2,007,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、363,000円）	3,105,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、563,000円）	(h) 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	2,107,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、381,000円）	3,208,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、574,000円）
b 認定を受けようとする住戸の床面積の合計の区分に応じて定める金額			b 認定を受けようとする住戸の床面積の合計の区分に応じて定める金額		
(a) 床面積の合計が500平方メートル以内のもの	40,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円）	61,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、22,000円）	(a) 床面積の合計が500平方メートル以内のもの	42,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、15,000円）	63,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、22,000円）
(b) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	65,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、23,000円）	100,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、36,000円）	(b) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	68,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、24,000円）	103,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、37,000円）
(c) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000	116,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、40,000円）	179,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、62,000円）	(c) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000	122,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、42,000円）	185,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、63,000円）

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧			新		
平方メートル以内のもの			平方メートル以内のもの		
(d) 床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	216,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、74,000円）	334,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、115,000円）	(d) 床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	227,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、78,000円）	344,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、118,000円）
(e) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	358,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、124,000円）	554,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、193,000円）	(e) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	376,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、130,000円）	571,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、197,000円）
(f) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	665,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、227,000円）	1,030,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、352,000円）	(f) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	698,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、238,000円）	1,061,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、359,000円）
(g) 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	926,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、311,000円）	1,433,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、482,000円）	(g) 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	972,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、327,000円）	1,477,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、491,000円）
(h) 床面積の	1,122,000円（評価書面	1,737,000円（評価書面の	(h) 床面積の	1,178,000円（評価書面	1,791,000円（評価書面の

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧			新		
合計が30,000平方メートルを超えるもの	の添付がなされたものにあつては、371,000円）	添付がなされたものにあつては、575,000円）	合計が30,000平方メートルを超えるもの	の添付がなされたものにあつては、390,000円）	添付がなされたものにあつては、585,000円）
イ　省略			イ　省略		
(2)　法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料	(1)の項に掲げる場合、住宅の種類および床面積の区分に応じて定める金額（法第5条第4項第4号イもしくはロまたは第5号イもしくはロに掲げる事項のみを変更する場合にあつては、16,000円）	(1)の項に掲げる場合、住宅の種類および床面積の区分に応じて定める金額（法第5条第4項第4号イもしくはロまたは第5号イもしくはロに掲げる事項のみを変更する場合にあつては、26,000円）	(2)　法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料	(1)の項に掲げる場合、住宅の種類および床面積の区分に応じて定める金額（法第5条第4項第4号イもしくはロまたは第5号イもしくはロに掲げる事項のみを変更する場合にあつては、17,000円）	(1)の項に掲げる場合、住宅の種類および床面積の区分に応じて定める金額（法第5条第4項第4号イもしくはロまたは第5号イもしくはロに掲げる事項のみを変更する場合にあつては、25,000円）
(3)　法第9条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料	16,000円		(3)　法第9条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料	17,000円	
(4)　法第10条の規定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査の手数料	16,000円		(4)　法第10条の規定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査の手数料	17,000円	
注　省略			注		
別表第68			別表第68		
都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務手数料			都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務手数料		
区分	金額		区分	金額	

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧		新	
(1)　省略		(1)　省略	
(2)　法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査の手数料 ア　認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合 （ア）　標準入力法または主要室入力法の評価によるもの		(2)　法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査の手数料 ア　認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合 （ア）　標準入力法または主要室入力法の評価によるもの	
a　床面積の合計が300平方メートル未満のもの	231,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円）	a　床面積の合計が300平方メートル未満のもの	237,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円）
b　床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	364,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、30,000円）	b　床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	375,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、31,000円）
c　床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	512,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、81,000円）	c　床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	529,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、83,000円）
d　床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	627,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、125,000円）	d　床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	648,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、129,000円）
e　床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	738,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、156,000円）	e　床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	763,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、162,000円）
f　床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	840,000円（評価書面の添付がなされたものにあつ	f　床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	868,000円（評価書面の添付がなされたものにあつ

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧		新	
	ては、194,000円）		ては、201,000円）
g　床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,043,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、270,000円）	g　床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,079,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、279,000円）
（イ）　モデル建物法の評価によるもの		（イ）　モデル建物法の評価によるもの	
a　床面積の合計が300平方メートル未満のもの	91,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円）	a　床面積の合計が300平方メートル未満のもの	93,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円）
b　床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	147,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、30,000円）	b　床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	151,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、31,000円）
c　床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	232,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、81,000円）	c　床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	239,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、83,000円）
d　床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	300,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、125,000円）	d　床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	310,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、129,000円）
e　床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	359,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、156,000円）	e　床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	371,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、162,000円）
f　床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	419,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、194,000円）	f　床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	434,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、201,000円）
g　床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	540,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、270,000円）	g　床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	559,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、279,000円）
イ　認定を受けようとする建築物の全部が住		イ　認定を受けようとする建築物の全部が住	

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧		新	
宅の用途に供するものである場合		宅の用途に供するものである場合	
（ア）　一戸建て住宅		（ア）　一戸建て住宅	
a　床面積の合計が200平方メートル未満のもの	45,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、8,000円）	a　床面積の合計が200平方メートル未満のもの	45,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、8,300円）
b　床面積の合計が200平方メートル以上のもの	48,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、8,000円）	b　床面積の合計が200平方メートル以上のもの	48,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、8,300円）
（イ）　共同住宅または長屋住宅		（イ）　共同住宅または長屋住宅	
a　床面積の合計が300平方メートル未満のもの	77,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、13,000円）	a　床面積の合計が300平方メートル未満のもの	79,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、13,000円）
b　床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	121,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、23,000円）	b　床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	124,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、23,000円）
c　床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	197,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、46,000円）	c　床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	203,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、48,000円）
d　床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	278,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、80,000円）	d　床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	286,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、82,000円）
e　床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	534,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、126,000円）	e　床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	552,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、130,000円）
f　床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	936,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、188,000円）	f　床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	969,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、195,000円）

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧		新	
g　床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの ウ　省略	1,709,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、283,000円）	g　床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの ウ　省略	1,771,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、294,000円）
(3)　省略		(3)　省略	
(4)　法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査の手数料	(2)の項の規定により算定して得られる金額（法第53条第2項第3号に掲げる事項のみを変更する場合にあつては、4,800円）	(4)　法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査の手数料	(2)の項の規定により算定して得られる金額（法第53条第2項第3号に掲げる事項のみを変更する場合にあつては、4,700円）
以下省略		以下省略	

注　省略

別表第69

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額
(1)　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この表において「法」という。）第12条第1項または第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の手数料 ア　建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が工場等の用途以外の用途に供するものである場合 （ア）　標準入力法または主要室入力法の評価によるもの	

注　省略

別表第69

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額
(1)　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この表において「法」という。）第12条第1項または第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の手数料 ア　建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が工場等の用途以外の用途に供するものである場合 （ア）　標準入力法または主要室入力法の評価によるもの	

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧		新	
a　床面積の合計が300平方メートル未満のもの	230,000円	a　床面積の合計が300平方メートル未満のもの	235,000円
b　床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	362,000円	b　床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	373,000円
c　床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	510,000円	c　床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	527,000円
d　床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	625,000円	d　床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	646,000円
e　床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	736,000円	e　床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	761,000円
f　床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	838,000円	f　床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	866,000円
g　床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,041,000円	g　床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,077,000円
(イ)　モデル建物法の評価によるもの		(イ)　モデル建物法の評価によるもの	
a　床面積の合計が300平方メートル未満のもの	89,000円	a　床面積の合計が300平方メートル未満のもの	91,000円
b　床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,000円	b　床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	149,000円
c　床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	230,000円	c　床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	237,000円
d　床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	298,000円	d　床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	308,000円
e　床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	357,000円	e　床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	369,000円
f　床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	417,000円	f　床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	432,000円

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧		新	
g　床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	538,000円	g　床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	557,000円
イ　建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が工場等の用途に供するものである場合		イ　建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が工場等の用途に供するものである場合	
（ア）　標準入力法または主要室入力法の評価によるもの		（ア）　標準入力法または主要室入力法の評価によるもの	
a　床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,000円	a　床面積の合計が300平方メートル未満のもの	25,000円
b　省略		b　省略	
c　床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	102,000円	c　床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	103,000円
d　床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	149,000円	d　床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	150,000円
e　床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	183,000円	e　床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	185,000円
f　床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	226,000円	f　床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	228,000円
g　床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	311,000円	g　床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	315,000円
（イ）　（ア）に掲げるもの以外のもの		（イ）　（ア）に掲げるもの以外のもの	
aおよびb　省略		aおよびb　省略	
c　床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	95,000円	c　床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	96,000円
d　床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	142,000円	d　床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	143,000円
e　床面積の合計が10,000平方メートル	175,000円	e　床面積の合計が10,000平方メートル	177,000円

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧		新	
以上25,000平方メートル未満のもの f　床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの g　床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	 216,000円 300,000円	以上25,000平方メートル未満のもの f　床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの g　床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	 219,000円 303,000円
(2)　法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（法第30条第2項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査の手数料 ア　認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合 （ア）　標準入力法または主要室入力法の評価によるもの a　床面積の合計が300平方メートル未満のもの b　床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの c　床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの d　床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの e　床面積の合計が10,000平方メートル	 230,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、12,000円） 362,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、28,000円） 510,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、79,000円） 625,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、123,000円） 736,000円（評価書面の添	(2)　法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（法第30条第2項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査の手数料 ア　認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合 （ア）　標準入力法または主要室入力法の評価によるもの a　床面積の合計が300平方メートル未満のもの b　床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの c　床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの d　床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの e　床面積の合計が10,000平方メートル	 235,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、12,000円） 373,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、29,000円） 527,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、81,000円） 646,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、127,000円） 761,000円（評価書面の添

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧		新	
以上25,000平方メートル未満のもの	付がなされたものにあつては、154,000円）	以上25,000平方メートル未満のもの	付がなされたものにあつては、160,000円）
f　床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	838,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、192,000円）	f　床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	866,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、199,000円）
g　床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,041,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、268,000円）	g　床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,077,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、277,000円）
（イ）　モデル建物法の評価によるもの		（イ）　モデル建物法の評価によるもの	
a　床面積の合計が300平方メートル未満のもの	89,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、12,000円）	a　床面積の合計が300平方メートル未満のもの	91,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、12,000円）
b　床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、28,000円）	b　床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	149,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、29,000円）
c　床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	230,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、79,000円）	c　床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	237,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、81,000円）
d　床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	298,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、123,000円）	d　床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	308,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、127,000円）
e　床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	357,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、154,000円）	e　床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	369,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、160,000円）
f　床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	417,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、192,000円）	f　床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	432,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、199,000円）

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧		新	
g　床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	538,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、268,000円）	g　床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	557,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、277,000円）
イ　認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合		イ　認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合	
（ア）　一戸建て住宅		（ア）　一戸建て住宅	
a　床面積の合計が200平方メートル未満のもの	43,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、6,000円）	a　床面積の合計が200平方メートル未満のもの	42,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、6,300円）
b　床面積の合計が200平方メートル以上のもの	47,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、6,000円）	b　床面積の合計が200平方メートル以上のもの	46,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、6,300円）
（イ）　共同住宅または長屋住宅		（イ）　共同住宅または長屋住宅	
a　床面積の合計が300平方メートル未満のもの	76,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円）	a　床面積の合計が300平方メートル未満のもの	77,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円）
b　床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	119,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、21,000円）	b　床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	122,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、21,000円）
c　床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	195,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、44,000円）	c　床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	201,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、46,000円）
d　床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	276,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、78,000円）	d　床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	284,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、80,000円）
e　床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	532,000円（評価書面の添付がなされたものにあつ	e　床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	550,000円（評価書面の添付がなされたものにあつ

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧		新	
	ては、124,000円）		ては、128,000円）
f　床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	934,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、186,000円）	f　床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	967,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、193,000円）
g　床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,707,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、282,000円）	g　床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,769,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、292,000円）
ウ　省略		ウ　省略	
(3)　省略		(3)　省略	
(4)　法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査の手数料	(2)の項の規定により算定して得られる金額（法第29条第2項第3号に掲げる事項のみを変更する場合にあつては、4,800円）	(4)　法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査の手数料	(2)の項の規定により算定して得られる金額（法第29条第2項第3号に掲げる事項のみを変更する場合にあつては、4,700円）
(5)　省略		(5)　省略	
(6)　法第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査の手数料		(6)　法第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査の手数料	
ア　認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合		ア　認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合	
（ア）　標準入力法または主要室入力法の評価によるもの		（ア）　標準入力法または主要室入力法の評価によるもの	
a　床面積の合計が300平方メートル未満のもの	230,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、12,000円）	a　床面積の合計が300平方メートル未満のもの	235,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、12,000円）
b　床面積の合計が300平方メートル以	362,000円（評価書面の添	b　床面積の合計が300平方メートル以	373,000円（評価書面の添

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧		新	
上2,000平方メートル未満のもの	付がなされたものにあつては、28,000円）	上2,000平方メートル未満のもの	付がなされたものにあつては、29,000円）
c　床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	510,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、79,000円）	c　床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	527,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、81,000円）
d　床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	625,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、123,000円）	d　床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	646,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、127,000円）
e　床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	736,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、154,000円）	e　床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	761,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、160,000円）
f　床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	838,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、192,000円）	f　床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	866,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、199,000円）
g　床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,041,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、268,000円）	g　床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,077,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、277,000円）
（イ）　モデル建物法の評価によるもの		（イ）　モデル建物法の評価によるもの	
a　床面積の合計が300平方メートル未満のもの	89,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、12,000円）	a　床面積の合計が300平方メートル未満のもの	91,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、12,000円）
b　床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、28,000円）	b　床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	149,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、29,000円）
c　床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	230,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、79,000円）	c　床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	237,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、81,000円）

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧		新	
d　床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	298,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、123,000円）	d　床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	308,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、127,000円）
e　床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	357,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、154,000円）	e　床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	369,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、160,000円）
f　床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	417,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、192,000円）	f　床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	432,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、199,000円）
g　床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	538,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、268,000円）	g　床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	557,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、277,000円）
イ　認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合		イ　認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合	
（ア）　性能基準に適合するものとして認定を受けようとするとき		（ア）　性能基準に適合するものとして認定を受けようとするとき	
a　一戸建て住宅		a　一戸建て住宅	
(a)　床面積の合計が200平方メートル未満のもの	43,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、6,000円）	(a)　床面積の合計が200平方メートル未満のもの	42,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、6,300円）
(b)　床面積の合計が200平方メートル以上のもの	47,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、6,000円）	(b)　床面積の合計が200平方メートル以上のもの	46,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、6,300円）
b　共同住宅または長屋住宅		b　共同住宅または長屋住宅	
(a)　床面積の合計が300平方メートル未満のもの	76,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円）	(a)　床面積の合計が300平方メートル未満のもの	77,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円）

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧		新	
(b)　床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	119,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、21,000円）	(b)　床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	122,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、21,000円）
(c)　床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	195,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、44,000円）	(c)　床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	201,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、46,000円）
(d)　床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	276,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、78,000円）	(d)　床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	284,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、80,000円）
(e)　床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	532,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、124,000円）	(e)　床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	550,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、128,000円）
(f)　床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	934,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、186,000円）	(f)　床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	967,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、193,000円）
(g)　床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,707,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、282,000円）	(g)　床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,769,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、292,000円）
(イ)　仕様基準に適合するものとして認定を受けようとするとき		(イ)　仕様基準に適合するものとして認定を受けようとするとき	
a　一戸建て住宅		a　一戸建て住宅	
(a)　床面積の合計が200平方メートル未満のもの	22,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、6,000円）	(a)　床面積の合計が200平方メートル未満のもの	22,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、6,300円）
(b)　床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、6,000円）	(b)　床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、6,300円）

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第２条関係）

旧		新	
b　共同住宅または長屋住宅		b　共同住宅または長屋住宅	
(a)　床面積の合計が300平方メートル未満のもの	36,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円）	(a)　床面積の合計が300平方メートル未満のもの	37,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円）
(b)　床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	59,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、21,000円）	(b)　床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	60,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、21,000円）
(c)　床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	102,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、44,000円）	(c)　床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	105,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、46,000円）
(d)　床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	152,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、78,000円）	(d)　床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	157,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、80,000円）
(e)　床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	275,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、124,000円）	(e)　床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	285,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、128,000円）
(f)　床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	462,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、186,000円）	(f)　床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	478,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、193,000円）
(g)　床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	807,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、282,000円）	(g)　床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	836,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、292,000円）
ウ　省略		ウ　省略	
以下省略		以下省略	

注　省略

別表第70　省略

注　省略

別表第70　省略

滋賀県収入証紙条例新旧対照表（付則第２項関係）

旧	新
本則および付則　省略 別表（第２条関係） (1)　滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）第２条第１項第４号、第５号（高等学校の入学考査手数料に限る。）、第６号、第11号、第12号、第16号、第24号から第25号の２まで、第29号から第31号まで、第36号から第40号までおよび第57号（屋外広告物講習受講料を除く。）ならびに同条第２項第１号、第３号（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の８第２項の規定に基づく保育士試験の手数料に限る。）、第４号から第18号まで、第20号、第22号から第24号まで、第26号から第29号まで、第30号（家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）第５条の規定に基づく種畜証明書の書換え交付の手数料および同令第６条第１項の規定に基づく種畜証明書の再交付の手数料に限る。）、第32号から第34号の２まで、第36号から第43号まで、第44号（と畜場法（昭和28年法律第114号）第14条第１項から第４項までの規定に基づく獣畜のとさつまたは解体の検査の手数料に限る。）、第45号から第51号まで、第53号、第55号から第58号まで、第60号、第62号から第68号まで、第70号、第71号、第71号の２（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第35条第１項の規定に基づく犬または猫の引取りの手数料を除く。）、第72号から第76号まで、第79号から第83号まで、第84号から第86号までおよび第88号に規定する手数料 (2)および(3)　省略	本則および付則　省略 別表（第２条関係） (1)　滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）第２条第１項第４号、第５号（高等学校の入学考査手数料に限る。）、第６号、第11号、第12号から第13号の３まで、第15号の２から第18号まで、第20号から第22条まで、第24号から第27号まで、第29号から第 31号まで、第35号から第40号までおよび第57号（屋外広告物講習受講料を除く。）ならびに同条第２項第１号、第３号（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の８第２項の規定に基づく保育士試験の手数料に限る。）、第４号から第18号まで、第20号、第22号から第 24号まで、第26号から第29号まで、第30号（家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）第５条の規定に基づく種畜証明書の書換え交付の手数料および同令第６条第１項の規定に基づく種畜証明書の再交付の手数料に限る。）、第32号から第34号の２まで、第36号から第43号まで、第44号（と畜場法（昭和28年法律第114号）第14条第１項から第４項までの規定に基づく獣畜のとさつまたは解体の検査の手数料に限る。）、第45号から第51号まで、第53号、第55号から第58号まで、第60号、第62号から第68号まで、第70号、第71号、第 71号の２（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第35条第１項の規定に基づく犬または猫の引取りの手数料を除く。）、第72号から第76号まで、第79号から第83号まで、第84号から第86号まで、第88号および第89号に規定する手数料 (2)および(3)　省略

滋賀県行政財産使用料条例新旧対照表（第１条関係）

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td>
本則および付則　省略
別表
１から４まで　省略
５　工業技術総合センター使用料
(1)　省略
(2)　機械電子機器および機能材料機器使用料
<table>
<tr><th>区分</th><th>単位</th><th>金額</th></tr>
<tr><td>中略</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>環境機器</td><td>同</td><td>同　150
1,130</td></tr>
<tr><td>中略</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>工作機器</td><td>同</td><td>最低　100
最高　5,130</td></tr>
<tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr>
</table>
注　省略
以下省略
</td><td>
本則および付則　省略
別表
１から４まで　省略
５　工業技術総合センター使用料
(1)　省略
(2)　機械電子機器および機能材料機器使用料
<table>
<tr><th>区分</th><th>単位</th><th>金額</th></tr>
<tr><td>中略</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>環境機器</td><td>同</td><td>同　150
2,170</td></tr>
<tr><td>中略</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>工作機器</td><td>同</td><td>最低　100
最高　5,180</td></tr>
<tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr>
</table>
注　省略
以下省略
</td></tr>
</table>

滋賀県行政財産使用料条例新旧対照表（第２条関係）

旧	新
本則および付則　省略 別表 １および２　省略 ３　議会議員会館使用料 １人１回につき　320円 ４　その他の土地および建物の使用料年額 (1)　土地については、その土地の価格に100分の３から100分の9.72までの率（当該土地につき、国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号）第２条に規定する国有資産等所在市町村交付金（次号において「交付金」という。）を交付する場合にあつては、100分の4.4から100分の11.23までの率）を乗じて得た額 (2)　建物については、次に掲げる額を合算した額 ア　その建物の価格に100分の5.40から100分の16.20までの率（当該建物につき、交付金を交付する場合にあつては、100分の6.91から100分の17.71までの率）を乗じて得た額を床面積によりあん分して得た額（当該建物の廊下、階段、便所等を共用する場合にあつては、その額に100分の115を乗じて得た額） イ　省略 (3)　省略 ５　工業技術総合センター使用料 (1)　技術開発室使用料 技術開発室　１平方メートル当たり　月額　1,810円 (2)　機械電子機器および機能材料機器使用料	本則および付則　省略 別表 １および２　省略 （削除） ３　その他の土地および建物の使用料年額 (1)　土地については、その土地の価格に100分の３から100分の9.90までの率（当該土地につき、国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号）第２条に規定する国有資産等所在市町村交付金（次号において「交付金」という。）を交付する場合にあつては、100分の4.40から100分の11.44までの率）を乗じて得た額 (2)　建物については、次に掲げる額を合算した額 ア　その建物の価格に100分の5.50から100分の16.50までの率（当該建物につき、交付金を交付する場合にあつては、100分の7.04から100分の18.04までの率）を乗じて得た額を床面積によりあん分して得た額（当該建物の廊下、階段、便所等を共用する場合にあつては、その額に100分の115を乗じて得た額） イ　省略 (3)　省略 ４　工業技術総合センター使用料 (1)　技術開発室使用料 技術開発室　１平方メートル当たり　月額　1,840円 (2)　機械電子機器および機能材料機器使用料
区分　単位　金額	区分　単位　金額

電気・磁気環境機器	1時間	円 最低 320 最高 6,480	電気・磁気環境機器	1時間	円 最低 320 最高 6,800
計測機器	同	同 210 1,380	計測機器	同	同 220 1,400
観測機器	同	同 450 980	観測機器	同	同 590 1,000
記録機器	同	同 310 530	記録機器	同	同 320 540
発生機器	同	同 210 670	発生機器	同	同 220 700
変換機器	同	同 290 610	変換機器	同	同 290 510
磁気特性測定機器	同	同 280 300	磁気特性測定機器	同	同 290 310
精密測定機器	同	同 210 4,700	精密測定機器	同	同 220 1,360
機械試験機器	同	同 460 2,370	機械試験機器	同	同 460 1,370
材料試験機器	同	同 230 1,250	材料試験機器	同	同 250 1,340
微小観察機器	同	同 280 4,500	微小観察機器	同	同 300 4,490
機械試料調整機器	同	同 270 1,010	機械試料調整機器	同	同 280 1,070
環境機器	同	同 150 2,170	環境機器	同	同 150 2,220
物理量測定機器	同	同 80	物理量測定機器	同	同 80

		1,190
分析機器	同	同 280 6,020
物性評価機器	同	同 230 3,300
化学試料調整機器	同	同 150 5,700
食品加工機器	同	300
工作機器	同	最低 100 最高 5,180
コンピュータシステム機器	同	同 360 2,830

注　省略

(3)　窯業設備使用料

区分		単位	金額
原料調整機器		1時間	円 最低 30 最高 850
成形用機器		同	同 40 620
試験・測定機器		同	同 90 3,080
工作機器		同	同 270 680
窯業用焼成炉	電気窯	同	970
		1回	最低 2,030 最高 59,000

		620
分析機器	同	同 300 6,440
物性評価機器	同	同 250 3,360
化学試料調整機器	同	同 150 5,770
食品加工機器	同	320
工作機器	同	最低 100 最高 5,440
コンピュータシステム機器	同	同 400 3,030

注　省略

(3)　窯業設備使用料

区分		単位	金額
原料調整機器		1時間	円 最低 30 最高 890
成形用機器		同	同 40 610
試験・測定機器		同	同 100 3,220
工作機器		同	同 290 700
窯業用焼成炉	電気窯	同	1,000
		1回	最低 2,100 最高 60,700

	ガス窯	同	同 1,180 10,700

注　省略

6　東北部工業技術センター設備使用料

区分	単位	金額
観測機器	1時間	円 最低 350 最高 540
精密測定機器	同	同 310 1,340
機械試験機器	同	同 240 4,530
材料試験機器	同	同 320 1,470
微小観察機器	同	同 270 4,640
機械試料調整機器	同	同 280 720
環境機器	同	同 80 1,550
物理量測定機器	同	同 110 960
分析機器	同	同 290 4,390
物性評価機器	同	同 330 3,440
化学試料調整機器	同	同 80

	ガス窯	同	同 1,200 10,900

注　省略

5　東北部工業技術センター設備使用料

区分	単位	金額
観測機器	1時間	円 350
精密測定機器	同	最低 320 最高 1,390
機械試験機器	同	同 250 4,810
材料試験機器	同	同 340 1,550
微小観察機器	同	同 290 4,870
機械試料調整機器	同	同 290 760
環境機器	同	同 90 1,660
物理量測定機器	同	同 110 980
分析機器	同	同 420 4,530
物性評価機器	同	同 340 3,580
化学試料調整機器	同	同 90

		2,810
工作機器	同	同 160 3,340
繊維試験機器	同	同 250 740
繊維加工機器	同	同 50 530
コンピュータシステム機器	同	同 260 3,730

注　省略

7　薬事設備使用料

区分	単位	金額
製剤機械	1時間	円 520
通常の試験機械類	1回	650
精密な試験機械類	同	1,060
最も精密な試験機械類	同	2,380
保存設備	1月	5,600

注　省略

		2,960
工作機器	同	同 160 3,500
繊維試験機器	同	同 270 790
繊維加工機器	同	同 50 560
コンピュータシステム機器	同	同 370 3,990

注　省略

6　薬事設備使用料

区分	単位	金額
(削除)		
通常の試験機械類	1回	円 670
精密な試験機械類	同	1,100
最も精密な試験機械類	同	2,500
保存設備	1月	5,800

注　省略